



は石油事情は全く予断を許さない局面に立っています。いろいろな意味で、世界はエネルギー危機に直面しているのです。かつては石油王国であった米国が、深刻なエネルギー危機に見舞われていることは、繰り返して報道されています。この危機に対処するため、ニクソン大統領はエネルギー教書を作成中ですが、その発表が予定より遅れています。ということは、今後の石油事情が予想以上に悪化すると思われており、それに対処するためには全く新しい決意、考え方が必要となり、その作成に手固取っていると思われまゝ。一方、OPEC(石油輸出機構)は三月十六日からウィーンで、加盟国の閣僚級代表による特別会議を開きます。国際通商変更による原油の公示価格の調整方式は、すでに昨年一月のジュネーブ協定によって確立しているのです。今回の特別会議でも当然、さきのドル切り下げによる損害の補償問題を採り上げることを予測されています。米国のエネルギー教書にせよ、OPECの特別会議にせよ、それは、ますます窮乏化している世界のエネルギー事情の象徴であり、その成り行きが注目されます。提供は石油連盟の情報として掲載されております。

こういふような緊迫した状況の中で、世界エネルギー戦争に対処するいかなる方策をもつて臨もうとしているのか。国内資源としての石炭の位置づけを、こういふ状況の中でどのようにされようという展望の上に立ち、政策の上に立つておられるのか、この際、所信を承りたいと存じます。

○中曽根国務大臣 結論を申し上げますと、石炭に關する第五次答申の線を守って、政府は政策を進めていくとございませう。

国際的な現在のエネルギー情勢を申し上げてみますと、何といつてもアメリカといふものが世界に対して非常に大きな影響を持っております。このアメリカ、次にEC、ヨーロッパ諸国の燃料政策の動向が非常に大きく作用してくるわけでございます。いまの諸工業、諸産業の発達具合等をみますと、石油の需要といふものはかなり大

きなところのぼつていく見込みでございます。アメリカにおいても、一九八〇年代の初期には、おそらくアメリカの消費量の半分は輸入しなければならぬだろう。その政策の半面には、ある程度のリザーベーションを国内に持つておいて保全しておくという思想もあるやに承っております。そういう形でアメリカが半分以上を外国から輸入するということになりますと、いままで以上に需給関係に影響が出てまいりますし、ヨーロッパの諸国においても、ほとんど大同小異の行動が出てくるだろうと思ひます。日本自体を考えてみても、八〇年ごろには六億トンないし七億トンの油が必要という計算になっております。

そういう逼迫した中であつて、一方産油国の情勢はどうであるかと考えてみますと、いわゆるOPEC諸国のほうにおきましては、いわゆるパーティーシベーションといふことを要求してまいりました。つまり、自分のところから出た原油のある一定割合をその国に還元せよ、だから、経営参加ないし資本参加を要求してきて、原油の割り当てを要求してきている状態でございます。それで、これも八〇年代の初めには、大体五〇％にそれをのほらせようという動きでいま動いております。そうなりますと、いわゆるいままでメー

ジャーといわれた米英の国際独占資本が獲得してきた油の量は減つてきて、アフリカやあるいは中近東における国々の持ち前の油がふえてくるわけですね。この油をどこに売るか、メージャーに売るか、あるいは日本やその他のメージャーでない国に売つてくれるのかといふことは、石油情勢に非常に大きな変化を持つてくるわけでございます。

この間、すでにアブダビにおきましては、アブダビ石油の分のパーティーシベーション二五％の分について、ジャバランがこれを獲得した、こういうことも起きております。この獲得につきましても、国際的波乱を起しまして、通産省としても嚴重に注意をいたし、規制もしておるわけでございますが、ともかく、そういう情勢が出てまいります一方、中近東の諸国は、いまのうちに油

を全部掘り尽くして売つてしまふのはまずいという考えに立つて、生産を制限して、地下に保存して、少しずつ世界に売つていく、そういう動きも出てまいります。そうなりますと、一方において需要は増大するが、供給は縮小しない微増にとどまるという可能性もあるわけでございます。そういう非常に変化に富んだ国際エネルギー戦争といふべきものの中にあつて、日本は何を考へるかといふところが大きなポイントです。通産省としては、そういうことも見越しまして、今回、機構改革をお願いして、資源エネルギー庁というものをつくりまして、長官以下強力なスタッフでそういう大政策に取組む用意をしておるところでございますが、一面において、そういうメージャーの諸国の方向にも参加する。これは、この間イギリスのBPの持つておる株を日本が引き受けまして、それで大体、BPのアブダビ関係の石油については、三分の一の保有を日本は獲得したわけでございます。そういうふうに、メージャーの方向にも参加していくし、また、その原油国の側もある程度話し合ひをしていくことも出てくるのではないかと存じます。その間にあつては、メージャーの供給を受けるほうと供給するほうとの利害が対立するわけでございます。非常に国際的波乱が予想されますが、こういう中であつて、日本としては、何しろ足りない国でございますから、国際的な波乱を必要に起こさないで、しかも日本の、できるだけくば固有の油の量をふやしていく、そういうたてまえに立つて政策を機動的に運営していく。そして方針としては、洋の東西南北を問わず、できるだけ各地に手当てをする。

それがまた、ある意味においては、安全保障上からも大事でございます。それと同時に、国際協調を主にして考へていく、そういう考えに立つてエネルギー資源の補給を考へておるわけでございます。

それで、単に油だけでなく、ガスもございませうし、また、原子力エネルギーの基本であるウランもございませうし、多元的に幾つかの重層的な構想を持つて日本のエネルギーを確保していこう、こう考へているわけでございます。

その中であつて、わが国固有に産出しておる石炭といふものは、いまのような情勢を考へてみると、なかなか貴重な要素でもあります。アメリカ自体あるいはOPEC諸国が保全をはかるという情勢等も考へてみますと、やはり必要最小限の石炭は自国において確保して、ある意味において安全保障の基礎を持つておるということも、私はゆるがせにできない政策であると思ひのでございませう。単に経済的な合理性のみにとらわれずに、そういう世界政策的な見地からの国内政策といふものもなければならぬと、私は思つております。

そういう意味において、第五次答申といふものは妥当なものでありまして、そういう見地からも、第五次答申をわれわれは推進していきたい、そう考へておるわけでございます。

○渡辺(憲)委員 最も経済合理主義者と思つた中曾根大臣が、経済合理主義にとらわれないで、国策を重視するといふ発言はけっこうだと思ひますが、特に石炭以外のエネルギー資源は、指摘される重油にしましても、あるいは濃縮ウランにいたしましても、あるいはガスにいたしましても、国内資源としては問題にならない状況にありますから、依然として石炭のウエートはきつめて高い評価をしなけりなと思ひます。ところが、最近における石炭の状況を見ますと、加速度に石炭の出炭量が激減し、崩壊の危機にあるのだといふことは大臣自身が御了承だと思ひます。

これは通産省の資料であります。石炭の合理化計画が始まりました昭和三十五年の年次には、六百二十二の炭鉱があつたわけですね。働いておる労働者は二十四万三千五百二十四名、石炭の産出量は五千二百六十七万七千トンという膨大な石炭の産出をしておつたわけですね。その後、昭和三十七年に始まりました石炭合理化の第一次答申以来、今日第五次答申に至る十数年の時間を經過しております中で、昭和四十七年度の炭鉱は、かつて

は、昭和三十五年に六百二十二の炭鉱を数えましたが、十分の一以下に激減しまして、今日わずかに五十二の炭鉱があるばかりであります。これも四十七年の十一月末の勘定でありまして、まだこれははるかに減退をしておると思ひます。出炭量は今年度の見込みが二千七百三十一万トン、それから常用労働者の数が三万四千三百八十八人ということになっておりますが、ここで一番問題になりますのは、昭和三十五年には、当時の状況で労働者の一カ月の生産量は十八トンでありましたのが、四十七年になりますと、六十三トンと、五倍も六倍も非常にふえてきており、それだけ労働者の稼働率が高まり、機械技術その他の発達もさることながら、労働者が非常に極端な労働をしられておること、合理化のために苦勞を積み重ねておるといふ経営の事態を証左するものと思ひわけでありまして。こういう状況で、加速度に炭鉱が崩壊しつつあるというに對して、第五次答申を通してどういふふうな箇をさされるのかというのを明らかにしてもらいたいと思ひます。電力の供給量の上からいいますと、日本における電力の供給量の推定でいいますと、大体、昭和五十二年までの推定でいいますと、水力発電は一六・二％ですが、六十年になるとこれが二〇％に伸びる。火力発電の場合は、石炭火力は六・五％、それから重油火力が六八・一％、原子力が八・七％という状況で、一〇〇％になるわけですが、これが六十年の推定になってくると、水力発電が重油を中心にして五五％、原子力が二五％、水力発電が二〇％に伸びて、石炭はゼロという勘定になっておりますが、そういう展望の中で、いま第五次答申を策定され、今日実施しようとしていらつしやるのかどうか、将来の石炭の展望についてお伺いしたいと思ひます。

○中會根國務大臣 次の段階、いまの第五次答申のあとの問題につきましては、いづれ審議会にいろいろお考えをお尋ねして、その方針でわれわれは行くことになると思ひます。しかし、いづれにせよ、長期的展望を考えてみまして、日本が一つ

の獨立國家として存在していくという観点から考へてみますと、エネルギーの非常に多元的供給、あるいは国内、国外からの供給のある一定の考慮、それから國際的協調というような点は、一つの基本線として考へておかなければならぬ要素があると思ひます。経済ベースも非常に大事でございまして、いまの情勢から見ると、おそらくその経済ベースにまかせるといふ、なるほど石炭の消費というものは減つていく可能性は十分あるだろうと思ひます。一番のポイントは、価格の問題と公害の問題でございます。特に公害の問題というものは近來騒がれてきておるからであります。公害については、これに對抗する技術に至急低廉に行なわれるように確立しなければならぬと思ひます。ともかく、そういう面から見ると、必ずしも先行きは樂觀を許さぬ状況にあるという冷徹な認識をわれわれはしなければならぬと思ひます。それにもかかわらず、日本の國家の存立という面から考へて、必要最小限のものは自力で国内で確保しておくという考慮は、私は必要であると思ひます。

○渡辺(憲)委員 その必要最小限度確保するという努力ですが、現に第五次答申のなかで、続々と毎月定期便のように炭鉱が減つていくわけでありまして。特に一つの具體的な例証を申し上げたいと思ふのですが、去年の十一月二日に、北海道の空知炭田の中にあります石狩炭鉱が災害を起こしまして、一月三十日に閉山になってしまいました。特にこの災害と申しますのは、総員百六十名の小山ですが、災害にあつてなくなつた人は二番方全員の三十一名であります。これを他の中小の標準の山、一千名ぐらいの規模の山と仮定いたしました。想定いたしますと、実に五分の一でありますから、二百人が一挙に災害にあつて死亡されたというに該当するわけでありまして。全員の五分の一が一挙に、一瞬に災害に逢着したのですから、かつてない大がかりな、比率的に見たらば前例のないことで、五分の一が死亡した。二番方全員が一挙に死亡してしまつたという例はかつてないわけでありまして。それほどひどい災害に見舞われたにも関わらず、遺体の発掘が十二月下旬までかかつて、四十八日間遺体の発掘に手間どり、そして通産省からも災害の調査報告書が二月のたぶん上旬になって出たと思ひます。ところが、いままででありますと、必ず災害の場合は大体十名内外を目途として、十名以下の災害ですら国会で視察に参りましたりあるいは役所も調査団を出したたりいたした経過があるのでございまして、今回の場合は、總選挙にからまつた時期にぶつかつたという点もありましようが、一度も衆参両院とも視察に出なかつた。それから役所も調査団を出して正式にこの災害の状況をつぶさにできなかった、しなかつた、こういう状況が残されて、いまでも問題を残しておるわけでありまして。

原因は、労働組合の調査によつて三項目の問題点を指摘しておりますが、しかし、それもどういふ理由か、炭じん爆発なのかガスが爆発したのか、全山が火の海になつて焼け落ちてしまつておりましたために、しかも二番方の関係者が全員死亡しておりますために、いまだもつて的確な原因が明らかにされてないという悲惨事が繰り返されておるわけでありまして。これが終わらないうちに隣りの赤平の赤岡炭鉱が閉山宣告を受けて、これが二月二十七日にうやむやのうちに閉山せざるを得ない状況になり、さらに三月三十日に美唄の三美炭鉱が閉山になるといふ状況であります。幸いにも目下石狩炭鉱を除き、赤岡炭鉱にいたしましてもあるいは三美炭鉱にいたしまして、災害を伴わないで閉山になるのですから、条件が若干違ひます。違ひますが、しかし、赤岡炭鉱を例に引きますと、これは、一年前に隣の歌志内にあります空知炭鉱と坑道をつなぎ合せて、会社が一本になつて、鉱業所も一つになり、一つの鉱業所のもとに空知炭鉱と赤岡炭鉱がそれぞれ鉱業所の事務所を置き、鉱長を置いて、兩分してやつてゐる。しかし、その中にトンネルを貫通いたしました、それから一年後、よう

やくこれからは、非常に生産体制が整つた、会社の将来もみごとに立ち直つていく方向が確立したというところで、会社、労働者、町もともに凱歌をあげ、祝杯をあげたばかりであります。にもかかわらず、坑道をつなぎ合はれて、貫通して、生産体制を強めるという生産目標を持っていたはずにもかかわらず、十月下旬になりましたと、これも突然、会社の採算がとれないという理由で、閉山をしたい、こういうので、この三月末閉山を宣告されております。

美唄の三美炭鉱のごときも、これはいま掘つております坑口でもなほ一年間の炭量はある。しかも、その深部を掘れば八万トンの埋蔵量があるというのをいままで会社側が主張してまいつておるのである。これもいまだ終掘になつておらないのに、経済炭量ではない、金もうけの対象にならない、利潤追求にならないという理由で、可採炭量のあることを認めていながらこれを閉山に導くといふことで、三つの山が一月ごとに連続して閉山をしておるわけでありまして。

この問題につきましては、大臣はごまかなことは御存じなからうと思ひますので、関係の局長でけつこうです。石狩炭鉱は、指摘されたように、原因がまだ明らかでないのうやむやのうちに閉山されてしまつて、原因究明がされずに終つておるが、これに對してどういふ見解をとつておるか。それから赤岡及び三美炭鉱の閉山問題に對しては、産炭量があり、大臣も、日本の国内資源としては石炭を大事にしなければいかぬ、経済合理主義だけにとらわれずに、それはそれとして、日本のエネルギー政策の上に資源は尊重すべきだといふ発言をされておられます。それから、一私企業の御都合主義で、炭量があるにもかかわらず次々と閉山をしていく、こういうことについて妥協と認めておるかどうか、いかなる措置を講じているのか、会社側に対して、私企業に對してどういふ指示を与え、これを説得しておるか。その態度について御答弁願ひたいと思ひます。

○青木政府委員 石狩炭鉱の事故につきましては

関係は、私の所管でございますので、私からお答えいたします。

石狩炭鉱の事故につきましては、非常に多くの犠牲者を出しましてまことに申しわけないことと思っております。先生御指摘の国会の調査団でございますが、衆議院のほうは、いろいろな事情がございますが、参議院の派遣のいとまがなかったわけでございます。参議院の現地調査団は、実は派遣されることになりました。現地へ行くこととしてわけでございますが、天候の関係で札幌空港で着陸できないために、時間の余裕がなくなりまして、結論としては、現地には調査団は到着しなかったわけでございます。

役所サイドといたしましては、現地に私も飛びましたし、担当課長ないし担当官を派遣しまして原因究明にはいろいろ努力いたしたわけでございます。ただ、先生御指摘のとおり、全山が非常に崩落が激しくて、原因の究明が非常にむずかしいところでございます。それと、犠牲者の方々の遺体回収に非常に手間とりまして、そちらのほうに主力を注ぎましたために、原因究明がおくれているんですが、現在なお、若干の鑑定を急いでおる次第でございます。

現在までの調査結果では、火源といたしましては、北二方の坑道炭抜き目抜きハッパ、ガス源といたしましては、溜掘の払いあとの停滞ガスの疑いが濃厚であるということになっておりますが、なお、専門家の鑑定を急いでおる状況でございます。

○佐伯議員 石狩炭鉱につきましては、先ほど公害保安局長から申しましたとおりのような状況で、閉山のやむなきに至ったわけでございますが、赤間炭鉱につきましても、先生御指摘のように、空知部内とつながりまして大にやっております。ということをやっておったわけでございますが、深部に参りましたところが、きわめて断層が多くなりまして、かつまた、炭層が貧化をしてきたという事態になってまいったわけでございます。それからもう一つ、昨年の七月に自然発火を起こし

まして、これは幸いにして、また皆さんの御努力によりまして、いわゆる人災にはなりませんでしたが、たけれども、自然発火を起こしまして、その部分を密閉せざるを得ないような状況になってまいりました。一番いいところが放棄せざるを得ないというふうな状況になってまいりました。そこで、会社のほうは、どうしても赤間炭鉱部分を閉山しなきゃいけないということで、提案をされたわけでございます。その後、使でいろいろ御相談なさって、私たちもそれに入らしていただいていろいろ検討いたしました。結果といたしまして、会社側と労働組合のほうでやむを得ないというところで、閉山ということになったような次第でございます。

ただ、御承知のように、空知部内と赤間部内とありまして、空知部内にはまだ優良な炭層もございまして、まだ増産の可能性もございまして。赤間炭鉱におられる方は多く空知炭鉱のほうに移っていただくということを、会社のほうも希望いたしておりました。現在まだ閉山はいたしておりませんので、逐次そちらのほうに移っておられるというのが現状でございます。

それから三美炭鉱につきましては、二月十五日に、三美炭鉱の会社のほうから労働組合のほうに、閉山の提案をされたように聞いております。この件につきましては、実は一昨日も、炭層の幹部の方、それから現地の組合の方といろいろお話を突っ込んでいたしました。実は本日も、こっちに参ります直前まで、炭層の方と現地の組合の方といろいろ話を詰めておったような次第でございます。

私たちが判断をしております限りでは、いまやっておりますところに入十万吨、先生おっしゃるように、あるということと掘進をやったわけでございますが、二百七十メートルくらい掘進をいたしました。結果は、そこはきわめて断層が多い、それから炭層が貧化をしている、要するに山分けの炭だけの割合が五五%以下になってしまつておるということが行つてみて判明をした。

そこで、また別のほうから、新たに坑道をやはり二百数十メートル掘りましてやってみましたが、同じような状況であるということで、やむなく会社は閉山提案をしたというふうな事情でございます。して、その件につきましては、組合の方ともいろいろお話をいたしました。そういうような状況でございます。

あと炭層は確かにございまして、このまま掘りますと、現在石炭一トン当たり千円くらい赤字でございますが、三千円以上の赤字になる、これではどうしてもやらないといけないというふうな状況になっている次第でございます。あと、そういう状況を踏まえて、もう一度、きょう、先ほど炭層の方々とお話をいたしました。したが、会社側と折衝するといふふうに言つておられました。したが、まだ閉山がきまつたわけではございません。労使のほうで、そういう坑内状況がきわめて悪くなったということを踏まえて、再度交渉をされるというふうに聞いております。

○渡辺(憲)委員 時間がないので、答弁もひとつ要領よくかいつまんでいただきたいと思ひますが、いま部長も触れられたような、特に石炭の経済性、可採炭量があつても経済炭量として掘るのが困難であるという発言がありました。しかし、いままでの多くの閉山も、膨大な可採炭量を残しながら強引に閉山をした例がたくさんあるわけですね。しかも、そういう場合、たとえば道産省みずから、あるいは従来も、北大の磯部教授等が調査に加わりまして、精密な調査をしておるんですが、会社側の一方的な発言を聞いてこの閉山を承知している場合がきわめて多いのは、遺憾しごくであると思ひわけでありまして、こういう点につきましても、資源保護の立場から、資源を大事にする立場から、もつと権威のある科学的な調査団の編成等によつての調査を十分に、すべてが納得せざるを得ない、力の関係で納得するのでなくして、資源保護の立場から、国の機関をあげての資源の再調査によつて問題を裏づける、こういう

措置を積極的に、前向きな姿勢でとってほしいというのを特に希望するわけであります。

一方で、エネルギー資源の問題の論議の中で、特に最近の火力発電所の多くが、重油専焼の火力発電所の設立計画が至るところに起こつて、問題を引き起こしております。北海道でも、いま最大の問題になっておりますのは、北海道の湘南地帯といわれる非常に気候温暖な、雪の降らない伊達市という町、噴火湾の右側でございますが、その沿岸にいま北電が重油専焼の火力発電所をつくるとして四十ヘクタールの土地を買い占めて、そこで非常に問題を引き起こしております。この周辺半径二十キロが重油専焼ガスにおおわれるというので、地域住民——非常に温暖な地で保養地であります。隣は洞爺湖温泉という、日本でも非常にまれに見るいい温泉が湧出して栄えておるといふような状況で、沿岸の漁民も農民も居住者も全部被害をこうむる。周辺半径二十キロの地点が全部すっぽりと重油専焼ガスにおおわれるということで大問題になっております。隣の洞爺湖温泉がおります。此町では、遂に町長のリコール問題にまで発展しまして、住民は、署名運動をして、リコール申請の決定をしたのです。その状況が、さらに周辺の町村に波紋を描いておるといふことであります。

実は当初、単純に、噴火湾の一部の土地を買収して北電がそこに重油火力発電所を設立するんだ、地域住民もこういふ受けとめ方をしておりましたし、私もそういう受けとめ方をしておったわけですね。ところが、だんだん調べておるうちに、たいへんなことを見出したわけですね。それは、道産省の幹部の諸君は十分了解すべきではないかと思ひますが、新全総計画ですね、これは事実上は行き詰まつて、昭和三十七年から四十四年までかかつてつくり上げた新全総計画開採計画は、現在は廃棄されたと同様になっております。新しく五十年を目途にしまして新全総計画を策定するというものになっておりますから、文書としては、もうすでに廃棄と同様の部面に置かれて

おりますが、この新全線開発計画という閣議決定の文書を通して見まして、それからそれを延長し、その中から関係者がつくり上げた田中角榮総理の「日本列島改造論」という書物があることは御存じのとおりです。ところが、ふしぎにもこの新全線計画の中この分を田中角榮氏はほとんど引用して、まる写し同様に書いておられるわけですが、まる写し同様に書くのはけつこうですが、一番肝心なための問題、全国における火力発電所、重油専焼の火力発電所の設置の場所を、この新全線の一一一五ページ、CTSの調査対象地点位置図というものが、具体的に図表まで出しておられるのです。

これによりまして、北海道のこの伊達火力発電所が設置せられる予定候補地になっております噴火湾全体が、実は単純な火力発電所ではなくて、CTSの原油備蓄基地でありますから、原油の備蓄基地をつくり、そこに原油の陸揚げの中継基地をつくる。全国で、場所も全部指定してあります。第一、北海道の噴火湾から、最後は九州鹿児島志布志湾に至る十六カ所の場所が、具体的に全部図表で個所づつまでも明らかにしておられるわけですが、しかも、それを受けて、田中角榮氏も得々としてこのままのことを羅列して、自分の新政策であるような発表のしかたをしておられるわけですが、田中角榮氏の思惑はどうでもいいですが、問題の原典は政府の閣議決定のこの新全線計画書の中から引用しておられるのですから、原典は通産省が一番おわかりだと思っておりますが、そういう北海道のような産炭地に至るところまで、しかも、全然気候、風土温暖で、そして保養地であります。そういうところまで重油の基地をつくらせて、単純な重油専焼火力発電所じゃなくて、基地をつくるという計画を今日でも持ち続けておられるのか。この点はどういう責任を——いままでも公表したのは気がつかないのか、あるいはどういふ展望に立って今後廃棄された新全線計画というものをそのまま踏襲して、これからのCTS基地として強力にやられるという意思を持っておられるのか、どうか、これをひとつ明らかにしていただきたいと思

います。

○井上政府委員 北海道の伊達火力発電所の建設問題でござりますが、これは北海道内におきま

す。問題でござりますが、あるいは系統信頼度の問題であるとか、そういう問題を考えまして、将来の需要にたいアップするために計画したものでございまして、特に噴火湾の問題、そういうものとは全く関係ない、こういうふうに考えております。

○渡辺(悠)委員 どうも答弁が今度は簡単過ぎて……問題はCTSであるのか、単純な重油専焼の火力発電所であるのか、それを今後どうしようとするのか、もう少し具体的に述べてもらいた

い。

○井上政府委員 私のほうの所管は発電所のほうでござりますので、あまり詳しいことはわかりませんけれども、実態を申し上げますと、いろいろなCTSの関係であるとか、あるいはコンビナートの関係というのにつぎましては、いろいろなところで研究をいたしておりました、民間の機関でも、あるいは公益法人みたいなところでも、あるいはシンクタンクみたいなところでも、いろいろ研究をいたしておりました、いろいろな案がございまして、それぞれ机上プランといたしまして、かつてなことを皆さんおっしゃっておられるというやうなところがございます。そういうものの中で、噴火湾が将来のCTSの基地になるのではないかと、いうことを読んでいただいておりますが、われわれが火力発電所計画をつくり出すときには、そういうことは全く関係なく、これは昭和四十五年伊達町から誘致がございまして、そういうことで伊達町を選んだというのが最も大きな理由でございまして、別にCTSを将来考案するというやうな構想とは全く関係なく決定したことは事実でござい

ます。

○渡辺(悠)委員 それはおかしい話を聞きますね。昭和四十五年に伊達町から誘致があったというお話ですが、しかし、これは四十四年に策定さ

れた文書ですよ。ごらんになっていないのですか。ちゃんと噴火湾にCTSの番号ナンバーワンがふつてある。この文書もこれはいいがわしい、これもインテキな文書だとすれば、経済企画庁の総合開発局長であった宮崎仁君が責任を持って発行した政府関係文書ですよ。この文書の中でございねいに全国の地図をつくり、CTSの番号を全部ふつてあるのあなたインテキである、これはどこかがかかってに書いたんだとおっしゃる。もう一つ申し上げます。ここに国土開発計画図

というのがございます。国際地理学会発行ということですが、この国際地理学会の表示の中にも、これは公文書でないといえませんが、これも、ここにかかってにやっておられるのかもしれないけれども、ここに掲げてあるCTSの場所ですね。噴火湾とはつきり書いてある。堂々と大きな記号をつけてCTSの場所を指定しておる。だから、計画がないならいいです。それをインテキだとか知らぬという話。宮崎仁君の責任を追及することになりますよ。私文書であるというならば、

○井上政府委員 先ほど申し上げましたのは、シンクタンク等の機関でいろいろな研究をしておったというのを申し上げまして、ただ、計画はいろいろあるようにございまして、これはまだ、机上プランと申しますか、実際に実行性のある具体的な計画ではございませんで、われわれが伊達火力の火力発電所のサイトをきめます際には、そういうことと関係なく、さつき申し上げましたやうに、誘致もございまして、電力系統上あるいは将来における需要の伸びる地点に近いとか、そういう観点からその地点をきめたということとございまして、そういうCTSの問題その他の問題とは全く関係なくきめたことであるということと

ござい

ます。

○渡辺(悠)委員 そうすると、しつこいようですが、新全線総合開発計画に表示されておりますこのCTSの図表というものは、全然宮崎個人のものである、役所として、政府としては関係の問

われる筋ではない、こうおっしゃるのですか。

○井上政府委員 先ほど申し上げましたやうに、私のほうは、そういう点から地点をきめたことじゃなくて、それ以外の理由でサイトをきめたわけでございます。

それから、そういう計画がありまして、それがまだ具体的に実行されるという段階の計画ではございまして、非常に将来の見通しの問題であるということだと思

います。

○渡辺(悠)委員 計画はあるが役所では直接きめていないのだという意味ですか。そういうシンクタンクその他がいろいろ研究している。しかし、民間機関やシンクタンクが研究しても、この閣議決定の文書に載せたのはどういふことだということとを言っておるのです。この載つておることは否定できないでしょう。民間のシンクタンクのことではないのです。この政府の出している文書ですね。宮崎仁君署名の、宮崎仁君が編さんした政府自身の文書です。その文書の中でCTSの箇所づけをしているが、それは全く関係ないのだという、その宮崎君の責任を問わなければい

かぬことになるのです。それは研究の過程でやっているので、まだ成案を得ないので、研究の過程でそういう計画をも含めて検討中なんだということなら、賛成反対かは別として、それはそれなりで御答弁になります。まるつきりこれを否定しているのですか。そうすると宮崎君の責任を問います。大臣、御答弁願います、もしあらで答弁しに

くければ。

○井上政府委員 CTSの計画につきましては、決定しているのではないのだと私は思いますけれども、ただ、私のほうのきめましたのは、そうい

うことに関係なく、電力サイドからの事情からきめていた。CTSの問題につきましても、それは確定した計画ではない、こういうことではないかというふうに理解いたしております。

○渡辺(憲)委員 確定した計画ではないが、そういうことも含めて将来計画について検討されておるわけですね。これは、単純な四十ヘクタールの敷地の中に火力発電所ができるというのと、その海内全般がCTSになるのとは、たいへん違いです。

○井上政府委員 伊達火力のキロワットは三十五万キロワット二基ということになっておりますが、これは、いまの状況で需要が伸びてまいりました場合に、大体五十年、五十一一年程度の需要増加をカバーするために計画したものでございまして、主として道南方面の需要増加というものを対象にいたしまして、これをつくりませんと将来電力の運用が十分にできないということで、計画いたしましたものでございまして、特にCTSその他のものを対象にして考えたものではございませう。

○渡辺(憲)委員 割り当ての時間が尽きてしまいましたので、最後に大臣に承りたいと思っております。いまの問題と関連して、産炭地北海道におけるいわゆる火力発電所の問題であります。北海道の炭鉱、これは御承知のように、原料炭と一般炭とは大体五分五分の生産率です。燃料炭専門の山もありませんが、原料炭を専門とする主力の山でも、当然、燃料炭、一般炭も含められて生産されるのであります。二十万トンの石炭を産出するに、一千万トンの一般炭が当然含まれてくるというところは常識であります。

そこで承りますのは、北海道のような産炭地です。石炭の基地、そして第五次答申以降に残って生産が継続されるのは、北海道の地場産業としての石炭産炭地であります。そこで私が、いま北海道における重油専焼火力発電所の問題をここで承っておりますのは、そういうような無理をしてまでいろいろな公害を拡散して、住民の不安と反

対を巻き起こして、あるいはコール運動なども各地に起こってきている、こういうような、本州と北海道が入れかわって来たような中に置かれていた状況の中で、特に注目し得る問題が出てまいりました。これも新聞の記事ですから、そういう考え方が政府自身の計画の中に議論として出てきておるのかどうか、参考に見てお尋ねするわけですね。

これは日経の三月三日の記事です。「火力発電所の建設は工業基地とセットに 北海道電力の計画」という記事です。以下、ちょっと読んでみます。北海道電力は今後、火力発電所の単独立地は公害問題を理由にした地元住民の反対で、無理との見方を強め、将来は火力発電所を工業基地のなかに立地させていく方針である。北電では三月中心を目標に作成を進めている四十七年度長期計画のなかで伊達火力を除いて三カ所程度に新火力の立地を求めなければならないが、北電ではこれ得は直ちに行動するわけではないが、北電ではこれらの火発の単独立地は不可能とみています。新火力建設の地点として北電は苦小牧、釧路などを有力候補地にあげており、苦小牧は東部大規模工業基地、釧路は白糠の工業地帯あるいは西港の後背地、工業基地とセットで建設する方針を固めつつある。北電が火発の立地に工業基地とのセット方式を取らざるを得ないと判断しているのは①工業基地内に建設すれば周辺住宅地、農地などある程度の距離を保つことが出来る②燃料となる重油の陸揚げのための港が確保できる③などのためで、単独立地はよほどよい条件が整っていない限り無理とみている。④ということになりますと、新しくこの工業基地、コンビナートの形成されておるところへ火力発電所の基地を求め、これは重油の取得の必要上特に港のあるところを選ぶ意味が含まれておるようですが、一体、北海道のような産炭地基地に、従来から問題になっていました、たとえば釧路の工業港における共同火力の石炭火力の設置問題、あるいは現に今年十二月には苦小牧で共同火力が三基、去年とおとし一基ずつ

つできて、あと十二月にはもう一基できる。それから苦小牧の東部大規模工業地帯、この地帯は一万二千ヘクタール、東京の国電を全部中にはさんですつぽり山の手線から全部入って、なおその一・七倍の広大な地域に、新しいコンビナート、日本随一の最大の工業基地が計画されているわけですね。当然そこで、その工業立地計画を遂行するために、そこにいまの発電計画が集中されなければならぬ。しかも、それを重油専焼でいいのか。産炭地が至近距離にあります。空知炭田から至近距離にある苦小牧であります。その地帯の発電計画に対して、石炭を永続的に、将来計画を中曾根大臣も言われるように、資源を温存して、大事にして活用していく精神の上に立つて、重油専焼でなく石炭専焼の火力発電所をつくる意思があるのかないのか。検討しているのかどうか。北電当局のこういう姿勢の変化に対しては、通産省の働きかけやあるいは見解というものがどのように反映していつているのかという問題について御答弁をわすれたいと思っております。

○井上政府委員 電源開発一般の問題でございしますが、これは御承知のとおり、需要がだんだん伸びてまいっております。各地帯それぞれ火力なりあるいは原子力なり、そういう発電をやっていく必要があるわけでございます。それで発電所の立地地点でございますが、単独立地地点をとるかあるいは工場との同一の立地地点をとるかという問題については、それぞれ特徴がございまして、ケース・バイ・ケースに際しまして検討するということになると思っております。具体的な点でございしますが、先ほどお話がございました、北海道の具体的な発電所につきましても、まだ会社の中で検討している段階ではないかと思っております。われわれといたしましては特にまだ聞いていない段階でございまして、

それから、火力発電の問題でございしますが、北海道電力は、御承知のとおり、その性格から、非常に石炭政策に協力してまいりまして、従来ともたくさん石炭を使っておるわけでございますが、

第五次答申におきましても、それぞれ所要の石炭を取ることにいたしておるわけでございます。なお、将来の石炭火力の問題につきましても、石炭の可採量であるとか、あるいはコストの問題であるとか、あるいは公害の問題であるとか、そういうものを十分に検討いたしまして、石炭火力の妥当性というものを検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○渡辺(憲)委員 残念ですが時間を経過しましたので、これでやめることにいたします。ありがとうございます。

○田代委員長 岡田春夫君。

○岡田(春)委員 若干お伺いいたしますが、三十分ですから、お答えがあまり長いと三十分が済んでしまいますので、ひとつ要点をお答えいただきたいと思います。

先ほど渡辺委員から非常に重要な問題提起があったわけですね。それは、国際的な関係で、日本は輸入する側として、エネルギー資源は今後極めて逼迫する情勢にある、そういうように非常に苦しい状態になってくるのであるが、石炭政策については一体これからどうするんだ、こういう意味の御質問があったわけですが、そういう情勢であるから第五次答申が必要なんだというものが、中曾根通産大臣の御答弁であります。しかし私は、これはちょっとかみ合わないという感じがする。というのは、御承知のように、第五次答申というのは、あの数字においても、これはもつとになるだろうという危険性があると思っております。答申は、三百万トンの減産という計画です。そうすると、石油の輸入というものがどんどん苦しくなっていくのに、石炭産業はいわゆる合理化して減産をしていく、こういう方針が立てられている。そういう点では、ひとつここでエネルギー問題を根本的に再検討しなければならぬ状態ではないだろうか。というのは、これはひとつ通産大臣に将来の展望について政治的な見解を伺いたいたのですが、一

九八〇年の段階では、これはもう国際的には相当たいへんな状態になってくる。ヨーロッパ諸国でも、いま石炭産業を安定させるという方向にどんどん切りかわってきている。そういうときに、日本だけが合理化を進める、それによって減産してもいい、こういうことになってまいりますと、日本のエネルギー需給問題というのはいへんじやないか、私はそう思うわけです。そういう点で、五次答申との関係について、先ほど御答弁になりましたが、もう一歩突っ込んだ御答弁をいただきたい。特に八〇年代では、石炭価格と石油価格においては、ヨーロッパではおそらく石炭価格のほうが石油よりも安くなるだろう、こういうことまでいつておる。逆に石油のほうがもつと上がる、こういう意味ですが、そういう点なども勘案しながら、ひとつ率直明快な御答弁をいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 将来のエネルギー資源の問題の展望については、率直にかつ明快に申し上げることは非常にむずかしいと思ひます。アンノーンファクターが多過ぎるせいでもあります。ただ、岡田委員は、おそらくそういう国際経済情勢から日本の石炭問題というものを考える前に、社会政策的な見地からもこの石炭問題を取り上げなければならぬ、そういうお話であるのだろうと思ひます。

私のいまの答弁は、渡辺委員の御質問が、国際情勢の展望の中において、石炭政策、第五次答申の位置づけをしる、そういう御下命でありましたので、それにこたえてそのように申し上げたのでございます。しかし、日本の石炭産業というものを考えていく場合に、日本の一つの社会問題としても、もちろんそれは考へべき要素がありまして、第五次答申の中にもそういう精神は盛られておると私は思ひます。したがって、それを没却しているわけではございません。御下命がそういう御下命でありましたから、そういうふうにお答へしたわけではございません。

○岡田(春)委員 アメリカの場合でも、十五年後

というものを目標にして計画をつくっている。社会政策的な問題も当然のことですが、いわゆる生産政策、経済政策の面においても、一体、エネルギーはどうなるのか、こういう問題で一つのプランが必要ではないか。そういう場合における石炭の位置づけをどうするのだ、こういうことは、日本もいまから具体的に進めていく必要があろうと思ひます。そういう意味で、もう一度中曾根さんから、化学の問題などもからむと思ひますが、見解を承つておきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 石炭化学について御言及になりましたけれども、私の持つておる現在の情報と知識では、石炭化学の発展というものはそれほど早く期し得られない情勢ではないかと思ひます。やはりこれからは流体エネルギー、ガスとかあるいは石油というようなものが化学としては進む手つとり早い可能性があるんではないかと思ひます。アメリカは膨大な金をかけて石炭化学の開発につとめておるようでありまして、コストという面から見ますと、なかなかむずかしい情勢ではないかと私は思つております。

まあ、いずれにせよ日本の石炭政策というものは、日本独自の理由、条件に基づいて考えなければならぬ問題でございまして、第五次答申というものを完遂していくことと、それから第五次以降の将来の問題につきましても、そのときの情勢によると思ひますが、やはり先ほど申し上げたような理由によつて、必要最小限のものは国内のみから確保しておく、そういう立場が必要であると思つております。

○岡田(春)委員 第五次答申ではほとんど石炭産業は減つていくという方向になるわけですが、それと、もういふ点からいっても、もつと具体的にいろいろ伺いたい点もあります。きょうは時間の関係で省略いたします。そこで、第五次答申の中で一つ重要な柱が答申として出されているんですが、石炭鉱業の合理化事業団の運営の問題について、管理委員会制度を確立する、これは非常に重要な提案だと思ひるので

す。かつて臨時炭鉱国家管理法案のときにも管理委員会の問題があつたことを私思ひ出すのですが、やはりここで管理委員会を確立する、そして石炭事業をほんとうに安定させる方向に持つていく。そこでは管理委員会の構成というものが非常に重要だと思ひます。

それで、私は、今日の石炭産業においては、労働者階級の協力を無視して石炭産業の安定をはかることはできないと思ひます。そうなるまいりませんと、四名の管理委員が選ばれるようでありまして、この四名の管理委員の中には、当然労働者を代表する者を入れるべきだと私は思ひますが、通産大臣はこの点は率直にどのようなお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 管理委員会を設けました趣旨につきましても、社会党や野党の皆さんのほうから国家管理的な御構想が示されまして、自民党の皆さん方と必ずしも考え方が一致したわけではございせん。その妥協的産物という意味もあつて管理委員会という思想はできた、私聞いております。そういういたしますと、やはり管理委員の性格というものは、中立的委員をもつて構成して、そうしてまあ第三者的良識の線で運営していく、そういうことが妥当であると思ひまして、目下中立的委員を頭に置いております。

○岡田(春)委員 その点は、改正案の中にも「委員は、石炭鉱業に關しすぐれた識見を有する者のうちから、通産産業大臣が任命する」という意味では、中立的なというよりは、どうも意味が私よくわからないのですが、労使の關係外と、こういう意味ですか。私はむしろ、四名も入るならば、労働者の代表も入る、また経営者のほうも入るでしようが、純然たる意味の中立なんというところはちよつと考えられないのであつて、いま中立という意味で答弁されましたが、この内容についてちよつと具体的に御答弁をいただければけっこうだと思ひます。

○中曾根国務大臣 米価審議会におきましても、あるいは社会保障制度審議会關係の委員会におき

まして、いわゆる労使の代表的なものから、中立委員というものがおるわけですが、労働委員会におきましても、中立委員というものはあります。数も少ないことではございせんから、中立委員、つまり労使両方に足を置かない、まあ第三者的立場、客観的立場を持つておると考えられる見識のある中立委員を四名選んで、そこでやる。そういう考えで、数でもうんと置ければ岡田委員のような構想もありまして、四名でありますから、そういうことが適當ではないか。いろいろ米審の場合やその他の場合を考えてみますと、結局はその中立委員の所信、所見というものがかなり影響を与える立場になり、あるいは中立委員が小委員会をつくつて最後の答申案をつくつたりよくいたしましたけれども、まあ能率的に考え、いまいかざるを得ないのではないかと、そう思ひます。

○岡田(春)委員 中立委員というものの性格は、たとえはいま米審の例をお出しになりましたが、必ずしも中立という態度ではない。そういう点では、両方お入れになつて、そういう中でひつと十分討議をしたほうがむしろいいんではないか、私はそう思ひます。けれども、特に米審の場合には、両方の代表があり、中立委員があつて、しかも中立委員が小委員会を構成してやるといふことなんです。生産者あるいは消費者その他の關係者を全然除外したわけではないのであつて、まあそういう点からいっても、これはもう少し御研究をいただきたいと思ひます。

そこで、どんどん進めてまいりますが、もう一つは、先ほど渡辺委員も言われましたように、相次いで閉山の通告が行なわれる。特に三美炭鉱などの場合には、計画倒産というか、計画閉山ではないのかということすら実は私は感じるのであります。と申しますのは、三美では三井の社長が就任された直後、石炭炭鉱でまだ遺体があつていない最中に、石炭炭鉱と同時に、三美炭鉱、瀧口炭鉱ともに閉山しますということ、実はだいに前に発表しておるわけです。その際に、現地の三

り労働者が苦しい中で預金をしておつたものが返らなくなつてくる。全部返らないのじゃなくても、七割しか返らないとか、退職金も十分にもらえないとか、こういうことがあつてはならないと思ひますので、こういう点は政府の施策としてひとつはつきりそういう労働者に犠牲をかけないように、これはひとつ通産大臣から明確な言明をいただきたいと思ひます。

この二つでありますが御答弁を願ひます。

○中會根国務大臣　工場の誘致につきましては、前通産大臣の言明もあり、引き続いて積極的に努力してまいります。

それから、労働債の問題については、御説ごもつともであると思ひます。こういう汗と涙でたくわえたものが完全に返らないというのは痛々しいことであります、われわれとしても、これを改善するために努力をいたします。

○田代委員長　吉田法晴君。

○吉田委員　石炭対策を、エネルギー資源の中

で、将来展望も含んでどういうふうなあいにくに考えておられるかという質問を渡辺、岡田両議員もされました。具体的にどのような数字を考えておられるのか承りたい。それは先ほどの第五次答申のとおりだとおっしゃいましたが、第一次、第二次五千万トンがくずれてからは、いまでもお話をございしましたけれども、これは計画どおりには行っておりません。いわば石炭は、総退陣といえますか、総くずれという情勢にございますだけに、これは関係者全員あるいは国民の相当の部分が関心を持っておりますだけに、通産大臣として国内最小限度の石炭生産は維持するんだというお話ですが、その具体的な数字を承りたいと思います。

○中曾根国務大臣 第五次答申に書いてあります

ように、その期間を通じて年二千万トンを下らざる数量を確保する、そういうことで努力してまいりたいと思っております。

○古田委員 「電力、鉄鋼等大口需要産業界における国内炭の引取りを強力に指導する等により、昭和五十年度的において二、〇〇〇万トンを下らない

国内炭需要の確保に努めるものとする。」と書いてございます。それも大臣の口から確認をされたわけでありまして、実際にはあの一次、二次の答申のときには、数字も、それから能率も、あるいは経費も含んで目標が設定されたと思ひます。ところが、それが今日くずれておることは何人も否定するわけにまいりません。そしていまお話が出ましたように、残炭はあるけれども、炭量はあるけれどもやめる、あるいは従業員はおつて、従業員なりあるいは地元の反対はあるけれども、採算の見通しが立たぬから閉山をする、こういう事態がございまして、その二千万トンを下らざる数字、それと、それに従事をいたします労働者の数等についてもはつきり承りたいと思ひます。

○佐伯政府委員 お答えいたします。

第五次の答申におきまして、先ほど大臣から御答申申し上げましたように、二千万トンを下らざる線ということで対策を進めておりまして、現在もそれに沿ひまして予算措置も目下お願いをいたしております。法律の改正もお願ひしたいというふうに思つております。その線に沿つてやつてまいりたいというふうに存じております。

○古田委員 労働者の数。

○佐伯政府委員 現在は、先ほどありましたように、三万四千人でございますが、第五次答申の中におきましては、昭和五十年に何人だということが明記されてございせん。現在よりも当然機械化等によりまして能率の向上はいたすことになると思ひますけれども、その数字は明確にはなつておりないわけでございます。

○古田委員 二千万トンを下らざる数というだけで、従業員が幾らになるかも知れぬ。それから、物価その他の騰貴に対しまして、補助を含みまして結局ペイするようになり、あるいは利潤第一に考えますと、いまお話しのように、合理化もさらに進むであらう。あるいは進めることを要素に織り込みながら考えると、どれだけ従業員が維持できるかわからぬ。さらに先ほど来お話しございましたけれども、企業だけにまかしておきますならば、三井

鉱山なら三井鉱山の社長のさつきの話じゃありませんが、十年を出して三井鉱山の石炭部門では、それではどうなるかわからぬ、こういう事態が出てくるだけに、政策として二千万トン維持する、二千万トンだけでなくて、それに従事する労働者を含んで、どの程度の炭鉱あるいは出炭量を維持するといふことがなければならぬと思ひます。ただ、二千万トンを下らざる数字、あとは規模。それに反して閉山が行なわれたならば、あるいは人員縮小が行なわれてもしようがない、こういうことでは国の石炭政策とは言へぬと思ひます。それだけに、はつきりその辺の、何といひますか、石炭政策の中における通産大臣の責任ある答申をお願いしておるゆゑんであります。

○中曾根国務大臣 人数の点につきましては、やはり機械化、省力化がある程度進むと思ひますので、ここで予測することは非常にむづかしいと思ひますが、いづれにせよ、そういう人間対策につきましましては、先ほど御答申申し上げましたように、われわれも全力を尽くして政策の手を差し伸べるつもりでおります。

○古田委員 それでは、第一次あるいは第二次の當時については、能率から、あるいは人員から、一応の目標があったと思ひますが、その点はいまは放棄をされたわけですか。私は、いまの通産大臣の言われるような、全力をあげて維持をしなければならぬ努力があるならば、あるいは雇用の安定をはからなければならぬとするならば、そこには一つの目安がなければならぬと思ひます。もし、それが企業の努力だけでできないならば、国の補助といふこともありましよう。あとの問題は、これからの形態の問題については、あとでお尋ねいたしますけれども、少なくとも人間の問題について、政府が責任を持たれるというならば、この程度のことは維持していききたい、そのために政策もそれにつれて行ないたいといふことが出てくるはずだと思ふのですが、あえてもう一度お尋ねいたしますけれども、そういう目標はございせんか。

○佐伯政府委員 先ほどことばが足りませんで失礼いたしました。二千万トンを下らない線を維持するといふことで、現在法律改正もやりまして、現在は昭和四十八年度の基本計画がございまして、今度は第五次答申に基づきまして、昭和五十一年度の基本計画を作成するようになつたと思つておりました。法律が通りまして、五十一年度の基本計画の中ではつきりさせてまいりたいといふふうに思ひます。ただ、その間におきまして、皆さん方の努力と、それからいろいろなこともございまして、そういうことで能率の向上もいたしてまいりたいと思ひますが、片やおそろしく、当然でございまして、賃金も上がつてまいりと思ひますので、それらを吸収いたさなければならせん。

それから、炭価にいたしましても、第五次答申の中におきましては、競合エネルギーと現在では相当の差がございまして、その差は需要業界が認めてくれております。たとえば、原料炭で申しますと、日本と競合いたします弱粘結炭が上がりまして、日本とそれに比例した形で炭価も上げていくといふふうな仕組みになつておりました。需要業界のほうもそれをのんでいただいておりますが、それらとあわせて対策を進めてまいりたいといふふうに存じておる次第でございます。

○古田委員 それでは少し角度を変えてお尋ねいたしますが、三十五年の第一次答申以来、いまで、一兆円の金が投ぜられております。そして四十八年度予算で見ます限りでも一十億をこしておられます。これだけの金をかけ、そして目標を設定してきたけれども、いわばどの要素を一つとてみても、最初の計画どおりといふことが、あるいは第一次、第二次の答申どおりにはならないで、五千万トン目標のものが二千万トン台になり、その二千万トン台も次々にくずれつつある。もつと前において、この社会化の傾向を、固有あるいは国管という方向でしたならば、もう少しこの石炭の生産量の維持あるいは国内最小限度の維持といふものはできたのではなからうかといった感想もな

いわけではございません。また、保安、労働者の生活、離職対策あるいは鉱害等を考えますと、石炭がこれだけ社会化しておる、あるいは公共化しておるといふのもいいかと思ひますけれども、それならば、その保安の維持、労働者の生活の保障あるいは鉱害の完全な復旧や補償の観点からすれば、その社会化の性格をもつとはつきりしたほうがいいではないか、こういう議論が私は有力な意見として出ると思ひますが、中曾根通産大臣の所見を承りたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 いまのお考えの基礎には、要するに国家管理ないし国営への志向のお考えがあると思ひます。それも一案であると思ひます。しかし、効率、能率というような点、あるいは予算運営の機動性、弾力性というような点等いろいろ考へてみますと、どうも国営や国家管理というふうなものは日本の社会になじまない。イギリスの国有化政策が必ずしも成功しているとは思へない要素もございまして、したがひまして、民間の創意を生かしながら、機動的、弾力的に經營していくという現在の形態のほうが、より適当であると思ひます。

○古田委員 現実の社会化の性格を、何らかの形で効率あるいは機動的な運営云々と言われましたけれども、それらをそこなない限りにおいて、私は考え得るところだと思ひますが、具体的に保安対策について承ります。

先ほど来、あるいは大臣の所信の際にも、昨年十一月の北海道石狩炭鉱における三十一名の罹災問題は取り上げられております。福祉行政といふのは、私は、一人の命は地球よりも重いといふことを実際に政治、経済の上で実現すること以上ものはないと思ひます。いわゆる保安対策が利潤よりも何よりも第一と言われましても、いま言われておるようになり、合理化が進むと同時に、そのうらはらとして災害があつては断ちません。私どもは、利潤本位の合理化政策の当然の結果として、こうした災害は根絶をできないと思ひます。私も不勉強ではございましてけれども、各国の炭鉱

を三、四見てまいりました。ソ連のモスクワ郊外で、地下ガス化をそして採炭の現場、切り羽が水圧式の移動する切り羽になっておるのを見た経験もございまして、これこそ利潤主義でなしに、人命第一、保安第一の採炭方法だと考えました。が、福征行政、一人の命が地球よりも重いというのを、石炭の保安対策の上に実現するとするならば、それは、これでどれだけの能力があるか、どれだけの力があるかということに、その利潤や計算以上に、一人の命も失わないようにすることが大事だと思ひますし、それには、採算主義でなしに、社会化のいまの姿を強化するしかないと思ひます。補助金あるいは補助率の引き上げでは、ほんとうにその目的を達することができないので、保安設備については一〇〇%国から援助をする、あるいはその保安の万全を期するためには、完全な利子補給をして融資をするという措置が必要だと思ひますが、通産大臣としてどういうふうに考えられますか。

○青木政府委員 石炭の保安の問題につきましては、私どもの指導方針としては、あくまで保安第一であつて、保安が十分確保できる場合に限り生産が続けられるんだという精神で運用しておりますわけですが、従来の実績から申しまして、災害を根絶することができないという事態はまことに遺憾だと思つております。

ただいま先生から、ソ連の採炭につきまして御指摘がございましたけれども、日本の炭層は、そういうところの炭層と違ひまして、褶曲とか断層が非常に多く、切り羽が非常ににくい自然条件がございまして、一律に論ずることはなかなかできないのではないかとと思ひます。ただ、私どもとしては、放置していいとは思ひておりませんので、保安監督の強化はもとより、今後保安面の助成につきましては、第五次答申の線に沿ひまして強化してまいりたいという方針でございます。

○古田委員 局長に答弁を願ひますとそういう話になるだろうと思ひながら、通産大臣にお尋ねをしたわけですが、問題は、効率その他から考

えていまのままでのほうがいいと言われるけれども、保安を一つとつてみると、幾ら保安第一といつてみても、あるいは生産が従つていって見ても、利潤とそれから経営の基礎がもうけ主義でございまして以上は、この保安第一は實際には買かれないう現実があるわけでありまして、あるいは先ほども認められましたけれども、合理化というものが今後やはり行なわれるでせう。そうすると、その合理化の陰には、災害が付きものであります。私も石炭に関係いたしましたから、大災害が起るたびに、なぜこういう災害が防げないんだらうか、もし、こういう災害がどうして石炭産業につきまとうならば、これは石炭はやるべきだ、こういうことまで考えたこともございまして、しかしそれは、先ほど申しましたように、局長はいま褶曲や断層の問題があつて云々と申されますけれども、私が見ましたのは一メートルそこそこ炭層で、日本の炭層とあまり変わりがないところでそういうものが可能である、可能にしたのはやはり利潤主義なのか、あるいは利潤は度外視をして人命第一の採炭方法をとるかというところにかかつておるだけに、私はこれは石炭政策の基本になると思ひますだけに、福祉優先を言われる内閣の通産大臣ならば、これらの点についてお考えがあるべきだと思ひますからお尋ねをするわけですが、もう一度通産大臣の答弁を願ひます。

○中曾根国務大臣 より合理的な技術の開発、あるいは開発された技術の採用ということを私たちがやはり積極的にやるべきだと思ひます。いま御指摘になりました方法が、はたして日本の炭鉱に向いて、より合理的であり、より効率的であるかどうか、そういう点は調べてみたい、ここで答へることはできませんが、一般論としていまのようにお答えすることができると思ひます。

○古田委員 時間がないから、論議をしている間はございせんから、先に進みますが、産炭地域振興について、先ほども北海道の問題についてお話をございました。産炭地域振興臨時交付金の引

き上げが四十八年度予算の中で組まれ、特に閉山地域の中小商工業者に対する融資ができたことは、従来要望してまいりましたものとしてたいへんうれしく思ふところであります。産炭地域をもつと広めてまいりますと、筑豊における若松のごとき問題が残つておるところがございしますが、いづれにいたしましても、関連の中小商工業者に対する融資の道が開けたことは感謝をいたします。さらに、関連産業について、あるいは関連地域について考慮を要するものであります。産炭地に行つてまいりますと、實際に誘致をされた企業は、先ほどの北海道の例でございましたけれども、若年労働者、特に女子を雇用しておるものが大部分で、その地域における世帯の中心をなしております者の仕事というものは、あるいはこれから一生を託するに足るような仕事はなかなか、一般失対やあるいは緊縮、特会といったような仕事に従事するか、そうでなければ、筑豊の産炭地でいいますと、北九州への通勤で、日雇い労働に従事してゐる。朝早く暗いうちから、五時ごろに起きて、帰ってくるのは七時過ぎ、家族もほつたらかして、マイクロスパスにゆられながら動きに行つておるといふのが実態であります。産炭地域の振興について、これは産炭地域振興事業団が今度は規模が大きくなつて、全国的な開発事業の一部分になつたようでありまして、この九州の重化学工業中心で、中小企業はその関連下請にとどまつておる実情に対して、自動車産業等、今後の中心の基幹的な産業になるべきだという意見等もございしますが、私は中国やアジアの今後の発展、あるいは日中共同声明の中にありますような平和五原則による、平和共存の原則によるアジアの協力、あるいは発展に貢献し得る産業等を、産炭地域にも、私は、市町村が誘致をするのでなしに、国として通産行政として、再編されるべきだと思ひますが、中曾根通産大臣の所見を承りたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 適当な御構想であると思ひます。われわれもそういうものをさがしまして、積

極的に誘致する方向に努力してまいりたいと思ひます。

○古田委員 公団の平田理事長も、ことしの一月ですが、行つてみられ、あるいは適当な条件が整備されつたあるといったようなお話がございましたが、實際には各市町村が自分で超過負担をしながらやつておられます。そして、超過負担について、超過負担解消のために国の援助を仰ぎたい、あるいは起債と元利償還についての補てんを願ひたい、あるいは臨時交付金を考えてもらいたい。特に先ほど労働の実態と申しましたが、一般失対やあるいは緊急就労事業あるいは開発就労事業あるいは特会等の補助の単価の引き上げやら、あるいは超過負担の解消のために、国に対して要請がなされておられますが、これらの点について、通産大臣なりあるいは労働大臣から所見を承りたいと思ひます。

○佐伯政府委員 お答えいたします。

産炭地域振興につきまして、特に閉山等が起りましたところの市町村に与へますところの打撃は多うございまして、臨時交付金を交付いたしておつたわけですが、先ほどお話ございましたように、四十八年度予算からはその単価も引き上げという方向でまいりたいと思つておりますし、それから、起債等につきましても利子補給等も、従来どおり強力に推進してまいりたいというふうに存じております。

○桑原政府委員 産炭地域におきましては、一般失対事業、緊急事業、開就事業、特会事業等が行なわれておりますが、こういった事業を施行するにつかまして、地方自治体いろいろな財政上の負担がかかるというようなお話でございまして。労働省といたしまして、予算折衝等におきましては、特にこの事業費単価の引き上げについて最大の努力をいたしております。

また、具体的にそれぞれの町村におきまして、その財政上の問題につきましては、十分御相談に乗りながら、こういった事業の運営につかま

て、できるだけ負担の軽減をはかるように努力をいたしてあるわけでございます。

○吉田委員 時間がございませぬから次に移りますが、次は、鉱害復旧についてであります。

福岡県の出身でありますから、鉱害復旧について、まあ数十年前と言つては少し大げさになりますが、三十年近く関係をしてまいりました。そして、私の国会議員としての仕事の中で、臨時石炭鉱害復旧法制定については努力をいたしたつもりであります。いまなお千七百億円のほぼる工事量がある。残存鉱害が残つておる。四十八年度には、その一部百七十億の予算を計上して努力をしていただいておりますが、御承知のように、無資力鉱害、炭鉱が閉山になつて無資力の炭鉱、あるいは鉱業権者が続々としてなくなつておる。したがつて、地方公共団体がこの財政負担を補つておる点があつてまいつておるわけでございますが、無資力鉱害の復旧についてあるいは補償について、地方公共団体の財政負担補てんの方法について、ひとつ一段の努力を願ひたいと思ひます。いかがでしょうか。

それから、ついでに申し上げますが、なかなかやはり鉱害であるということについて認定をする機関がございませぬ。因果関係の証明は、鉱業法の改正によつて無過失賠償責任が規定をされておりますけれども、しかし、どこか鉱害かというところは、これは無資力に全部なつてしまふ問題はございませぬけれども、認定機関あるいは科学的な認定調査の活用を地元では望んでおるところであります。これらの点についてどういふように考えられますか、関係局長に承りたい。

それからもう一つ、最後に、打ち切り補償がなされておるところがございしますが、救済措置について考えられるところをひとつ承りたいと思ひます。

○佐伯政府委員 炭鉱が閉山し、特に無資力になつてしまひましたところの鉱害復旧は、問題でございしますので、これらにつきましては補助率をうんと引き上げまして、ごくわずか地方公共団体

のほうに持つていただきます。鉱害復旧につめておる次第でございます。

なお、鉱害かどうかなかなかわからないというのが現実でございます。先生おっしゃられるように鉱害認定がとて重要な問題でございます。したがつて、私たちのほうといたしましては、鉱害認定のための調査員を設けて、その調査員の会議でもつて鉱害認定をいたすというふうなことをいたしてございまして、その御要望も強うございしますので、予算もふやし、もつと積極的にそれらを進めてまいりたいというふうに思つております。

それから、最後にお話のございました、打ち切り補償されたところは、いろいろ法律上鉱害の責任というのが打ち切られておるものですが、なかなか問題でございまして。ただ、農地等におきましては、復旧をいたしましたが、その後におきまして、地下水の上昇等のためにまた問題が出ておる次第でございまして。それから一回復旧いたしました。他、別の原因による鉱害の場合には、当然鉱害復旧をいたすということであつておる次第でございまして。

○吉田委員 時間がだんだんなくなりますが、離職者対策についてもう一、二点だけしたいと思います。

それは、関係市町村の中から、緊急就労事業の費用について全額国庫負担をお願いし、あるいは事業費単価の引き上げと吸収ワクの拡大について陳情をし、それから炭鉱離職者の炭鉱への再就職を配慮願ひたい。これは労働省関係であります。

が、要するに産炭地域においては、これは炭鉱がつぶれてしまつたことについては、国の石炭政策が大きくその根拠をなしておるだけに、出てまいりました炭鉱離職者については、国で責任を持つてその仕事をあつせんをしてもらひたい、あるいは補償をしてもらひたい、あるいは事業を興してもらひたいという思想が根底にあると思ひます。私ももつともだと思ひます。そしてまた、疲弊をし

て財源をなくしました市町村のよくするところではあります。すべての国民に対する仕事は憲法二十七条で国が保障をしておるところであります。その精神に従つて、離職者対策にあるいは産炭地域の仕事について、全額国庫負担あるいは事業費の単価の引き上げあるいは吸収ワクの引き上げ等、もつと国で責任を持つてやつてもらひたいというところについて、どのようにお考えになりますか、労働大臣に承りたい。

○桑原政府委員 緊急就労事業につきまします全額国庫負担の問題でございすけれども、現在の制度のたてまは、五分の四の補助になつております。非常に高率な補助であると思ひます。それから、補助率の五分の一につきましては、交付税、起債でめんどうを見ておりますので、地方自治体にその御負担をかけるおつもりでございす。

ただ、自治体におきましては非常にいい仕事をしたいといふことで補助率よりも高い仕事をやるというふうなことがございまして、超過負担の問題が出ております。先ほど申し上げましたように、関係市町村とよく相談をして、その問題についての解決の方途は講じております。

それから、産炭地におきまします失業者全体の雇用安定の問題でございすけれども、私ども、先ほどお話のございましたように、憲法二十七条の精神に沿つて積極的にいろいろの手だてを講じております。特に炭鉱離職者につきましては、他の離職者の中で一番手厚くその措置を講じながら、安定した雇用につきまします。憲法二十七条の努力をいたしておるわけでございます。

○吉田委員 最後にもう一点。先ほど通産大臣は、産炭地域振興事業の中で、中国、アジアで需要があるであろうこれらの開発機械等について申されましたが、九州における産業の実態からいって、自動車産業が戦略的な産業であらうといふことを言われております。しかし、乗用車その他については、私は中国をはじめ東南アジアにおいても、必ずしも需要を期待することは困難だと思ひます。トラクターあるいは運搬手段あるいは開

発機械あるいはプラントといったようなものについては、これは素材生産だけでなしに、九州の産業の体質改善をし、そしてまた、中小企業が共同化していきまします場合の産業としての目標だと思ひますが、そういうトラック、建設資材あるいは造船等について、九州の産業の将来と関連をして、あるいは産炭地域振興と関連をして、通産大臣として所見がございすかどうか、承りたいと思ひます。

○佐伯政府委員 先ほど大臣から御答弁がございましたように、従来、どうしても産炭地はまず企業といふことで、小さい企業が多かつたわけでありますけれども、つとめて大規模企業のいわゆる中核産業を誘致するようにいたしてまいりたいというふうに思つております。具体的には、いろいろ検討いたしておるわけでございますけれども、特に男子雇用型と申しますか、いわゆる鉄鋼、伸鉄のようなもの、建設業、車両整備等をまず誘致をいたしまして、それから先生おっしゃられるような方向に進めてまいりたいといふふうに思つております。なお、福岡にはございませぬけれども、佐賀県、長崎県、熊本県にはおのおの造船所が一つずつ進出することがあります。一部にはすでに工事に着手しておるというふうな状況でございまして、今後ともそういう方向で努力してまいりたいと思ひます。

○田代委員 多田光雄君。

○多田委員 今度の第五次の石炭政策を見ると、二千万トンを下らない、こういうことになつてゐるわけですね。前回も佐藤内閣のときに、第四次でこれでおしまひだ、こういうことを言つておりましたが、二千万トンを下らない……。しかし、最近の閉山の動向を見れば、あるいは二千万トンを超えるかも知れない、こういう状況なんです。いままでの質問者にもある話がありましたが、大臣が石炭産業をほんとうに発展させようとしていないという態度が歴然としてゐる。私は、どうして石炭を大幅に増産に向けていけないのか、その大

臣の考えている最大のネックになっている問題、これをひとつ伺いたいと思う。

○中會根國務大臣 最近の流体化エネルギーの発展及び使用というものはふえてまいりまして、そのために石炭のメリットというものは次第に産業間に薄れてきたように受け取られて、そのために需要が減退してきている、それがポイントであります。一つはコストであり、もう一つは公害であります。

○多田委員 私の聞いているのは、企業ベースにおける問題だけじゃないのです。つまり先ほどから言っている、日本のエネルギーで最大の資源といわれる石炭産業をどうするつもりなのか、こういう問題について実はお伺いしているのですが、その前に一つ伺いたいことは、大臣は先ほどの答弁でエネルギー庁を発足させたい、こういうお話をしたが、このエネルギー庁をつくる理由ですが、各種のエネルギー資源、とりわけ石油資源、大臣の先ほどの答弁の流れを聞いていますと、石油資源の海外開発あるいはその備蓄、それからいろいろな企業間調整、そういうふうなためにつくるといふふうに私は受け取ったのだが、どうでしょうか。

○中會根國務大臣 これは、国際及び国内両政策を頭に置きまして、日本の資源、エネルギー政策を確立し、推進するためにつくっているわけでございます。

○多田委員 ではお聞きしますが、さきに閣議決定を見た経済社会発展計画の中で、これに見合った昭和四十八年から五十二年、この期間にわが国で総エネルギー量でどのくらい消費するのか、それからその中で特に石油、これがどれだけのウエートを占めるのか、特に石油の場合に、いわゆる国産資本から買ふものと日本が海外開発をする場合、この比率をちゃんと計画を教えていただきたい。

○外山政府委員 経済社会基本計画におきましては、昭和五十二年のいろいろな数字を出しております。しかし、エネルギー総体としての量を幾

らであつたか、ちょっと私いま手元に資料がございませんので覚えておりませんが、石油の需要量につきましては、たしか昭和四十六年度の約二億キロリットルの一・六倍くらいになるだろうというふうなことが記述されていたかと思ひます。私もそういったことも覚えておりましたが、今度はそのものと予想しているわけでございます。今度はその海外と国内の割合とかあるいは海外における獲得のしかたとか、そういう点の詳細は、数字的にはあの計画は触れていない、またそういう点の参考資料もついてないというふうに理解しております。

○多田委員 それはいま手持ちにないということですか、そこまで計算をしてないということですか。

○外山政府委員 たぶんそういう詳細な資料を内容とした長期計画ではないというふうに了解しております。

○多田委員 通産省としての試算はないのですか。

○外山政府委員 通産省といたしましては、エネルギー全体では、だいたい前にエネルギー調査会の答申というのをいただいております。これは十年、十五年先についての各エネルギーの見通しでございます。

それから、石油につきましては、私もそういったしましては毎年五年先までの需要見通し、供給見通しを数字的に出しているわけでございます。これは石油法に基づいて毎年出しているものの、一環として私どもとしての資料でございます。

○多田委員 先ほど来もお話があったのですが、諸外国の傾向をいま日本にそのまま適用するわけじゃありませんけれども、石炭を見直して、こういう声が出てきていることは、これは事実だろう、こう思ひますね。そしてあわせて日本の場合を見ますと、たとえばこの間のイラクの石油の直接買ひつけの問題にしても、メジャーの圧力に屈する、こういうふうな傾向もある。さらにまたいわゆる石油危機という名のもと石油争奪戦がいま

激しくなつておる。それでこの背後で、特にアメリカ系の石油、これが非常に暗躍している。こういうことも新聞その他ではつきりしているわけですが。

私がいま指摘したいことは、ここで数字を申し上げる時間ありませんけれども、日本の石油輸入が非常に一方的に、やはりアメリカ系資本あるいは米系の国際資本に依存している、そこからこの価格のつり上げが、今日の国内におけるエネルギー危機の一つの大きな原因になっているのではないかと、こういうことであります。あまりにも石油中心主義、しかもそれが特に米系資本、これに依存し過ぎていて、こういうところに日本の国内のエネルギー危機の一つの問題がある、こういうふうな思ひなのですが、大臣、いかがでしょうか。

○中會根國務大臣 歴史的に見ますと、そういう傾向はあつたと思ひます。われわれはそれをいま是正するために民族系を養成し、発展させるように、いろいろな心を砕いておるところであります。

○多田委員 大臣も御承知かと思いますが、近代社会の国家を見てみると、一時はなややかであつたとしても、その国の資源を十分に生かせないで主要な資源を外国に依存する、これが国家の百年の計をどう誤らせているか、これは御承知のとおりだろうと思ひます。今日、石油の、原油だけではなくて、手元に資料がありますが、石油精製、石油化学、どれほど海外の資本がここに入り込んできているか、これは御承知のとおりだろうと思ひます。これは石油だけではなくて、大豆を見ても、その他の食料を見ても、こういう状況なんですね。ですから私は、先ほど大臣が、日本が独立というふうな言われたが、ほんとうの独立を全うしようとするならば、こういう海外一辺倒とか、アメリカ一辺倒というのか、そういうものではなくして、民族資本といわれる石炭産業を思い切り発展させる、少々それがコストが高かつたとしてもそこを思いをいたすということが、私は政治家として非常に大事な問題と思ひますが、これは

どうでしょうか。

○中會根國務大臣 原則的には、私が冒頭に申し上げた考えと同じであると思ひまして、同感であります。

○多田委員 第五次石炭対策は、二千万トンを下らない、しかもその間に四千七百億から五千億という金を投ずる、こうなっているわけでありまして、そこで大臣にお伺いしたいのですが、大臣の所信表明の中にこういうことばがある。「第四次対策発足の当初において予定したところをすでに越えた重大な変化が生ずるに至りました。」こう言っているわけですが、このわずか四年前から見た重大な変化、これはどういふものでしょうか。

○中會根國務大臣 それは、流体エネルギーの拡大使用、そういう点であると思ひます。

○多田委員 その程度のことばは、これはわかつていたと思ひます。過去の高度経済成長のもとで、どれほど石油が使われるか、使われたか、それがどういふ公害を起したか、そんなことは政府がわかつていないはずはない。これはいまに始まつたことではないし、去年始まつたことではないのです。しかも、先ほど答弁があつたように、これから経済成長の中でわずか四、五年で一・六倍からの石油を使つていく、こんなことも見えてくることなんですね。ですから、そういうことは私は答弁にはならないと思ひますね。ここで大事な問題として、大臣が、ほんとうに日本経済の独立というところに自主的に転換していくためには、あなたは具体的にどういふ措置が一番正しいと思ひますか。

○中會根國務大臣 日本はしかし、資源的に見ましても、貿易構造、産業構造から見ましても、自給自足はできないのでありまして、アウタルキーというものはとらないところでありまして、もし、それを無理してとろうとするといふことになる、切符とか統制経済になつていくといふことで、われわれはそういう統制経済的な行き方には賛成できません。ある意味において、やはり世界

との貿易交流を通じて、日本の所得水準を上げ、福祉水準を上げていくというのが日本のこととしてきている英知であると思ふのです。そういう意味において、この国際性と国内性をどう調和していくかというところに政治の苦心の存するところがあると思ふのであります。たとえば、農産物にしても約八〇％自給しようとか、あるいはエネルギーについてもみずから把握するエネルギーを最小限どの程度持とうと努力していこうとか、そういう内外の調整改善目標、そういうことが非常に大事であるだろうとわれわれは思ふわけですが、石炭の問題もその一つのところであります。日本はセキユリティーという面を考へてみても、われわれは必要最小限のものは確保しておく必要がある、こういうふうに申し上げておるところなのであります。

○多田委員 そこで、次の質問に、私移りたいと思ひます。先ほどお話しのこと、ことしになつてから石狩炭、赤間炭それから三美炭、こういう閉山が相次いでいるわけですが、この閉山をやめさせる、通産省としてそういう意思がありますか、ないですか。これは大臣に伺ひたい。

○中曾根国務大臣 日本の企業というものは自由経済で、企業の総意においていま運営されておるのであります。現在企業がそういう方向にきめたいものを、国家が強行してそれをやめさせるということはできないと思ひます。

○多田委員 政府の答弁は、都合のいいときは自由経済、ここへ逃げておられるのですが、一年間の石炭の売り上げは幾らになりますか。国内炭です。

○佐伯政府委員 きわめて大ざっぱな計算でございしますが、約千二百億圓ぐらゐと存じます。

○多田委員 大臣、これを聞いたらわかると思ふ。国内炭の一年の売り上げが千二百億圓ぐらゐ。ところが四年間で政府が出す金が四千五、六百億から五千億です。しかも、今年度の石炭会計を見ると、私この間、政府の人に来てもらつて調べたのだが、人件費その他は別として、ほとんど

大半が石炭企業。しかも、石炭企業の大宗を占めてゐるのは大企業です。これも、いろいろな理由があるけれども、ほとんどやりっぱなし、貸し付けというのはいくらも、二、三億の産炭地の中小企業ぐらゐのものです。つまり、自由経済というならば、いままでやれなかつた大企業にほんとうに責任を負わせなければならぬ。ところが、この点においては国策だといつて、一年間の売り上げのこれに匹敵するだけの金を大企業につき込んでやつておる。しかも大企業は何をやつてゐるのか。片手では、その政府資金をもらつて不動産会社、観光会社をやつてゐる。今度の五次答申というのを見て石油業もやつてゐる。石油業もやつてゐる。世間でよく言われておる、大企業を安楽死させるための政府の投資だ、そのとおりだと私は思ふ。そういう意味で、私は、ほんとうに大臣が先ほど言われた民族の独立というりっぱなことを使われるのであるならば、いま大事なの日本のエネルギー、その石炭を最小限度食ひとめて、そして発展させていく、このことななくして、幾ら言つてみても、やはりエネルギーの外国依存、これはついでいくのじゃないか、こういうふうには思ひます。

それで、私はもう一度伺ひたいが、この相次ぐ閉山に対して、金を出す通産省として、それを進めるのか、反対するのか、その態度を聞きたいのです。

○中曾根国務大臣 われわれは、大企業だからとか中小企業だからといつてものを差別するといふ考えはございませぬ。石炭企業を維持し、石炭企業に従事している労働者のことを考へて、一生懸命やつてゐるのであります。大企業にばかり肩を持つてやつてゐるという考えは偏見であり間違ひであると思ひます。いまわれわれが一生懸命やつてゐることをよく科学的に分析してもらへば、そういうことはおのずからわかると思ひます。

また、エネルギー問題について大事なことは、流動をしていくこの世界にうまく対応して、日本

の状況に合うようにやつていくことであつて、偏狭なナショナルイズムをとる考えはありませぬ。

○多田委員 最近つづけた石狩炭、赤間炭それから三美炭、なるほど中小企業です。しかしながら、はつきりしていることは、石狩炭は三井系、それから赤間は北炭、それから三美炭は三井系です。かつては三井の鉱山だったのです。つまり、どこでどうきめるのかわからないけれども、私はやはり、政府資金その他を当て込んで、それなりの計画的な後退である、こう考へざるを得ない。一般は、全くのずぶの中小企業というのは、つぶれたらそれで終わりなんです。つぶれればなしでいまは数少なくつてしまつた。したがつて、私の言つてゐるのは事実を反してゐないと思ふ。

そこでお伺ひしたいのですが、石炭の消費を大臣の言つてゐるようには伸ばそうと思ふならば、次の三点を質問したいのです。一つは石炭専売の火力発電所あるいは都市の集中暖房、これに思ひ切つて手をつけるかどうか。第二番目は家庭用の暖房炭の値下げ、思ひ切つた値下げ。それから三番目、石炭化学、それから石炭の多面的な利用技術、これに思ひ切つて金を出すかどうか。この辺が大臣の言つてゐる独立とかあるいはまたエネルギーの総合的な発展、それをためす試金石の一つとなると私は思ふのですが、これはどうでしょう。

○佐伯政府委員 先生おっしゃいました石炭火力、特に産炭地石炭火力につきましては、九州と北海道に建設すべく目下いろいろな検討をいたしておる次第でございします。たたき合は、つくりまして省内でも関係部局と詰めておる次第であります。すけれども、建設費の問題、それから現在の重油との格差の問題、公害問題、立地問題等、いろいろ検討する問題がございしますので、もう少し時間をくだされたいと思ひます。

それから、暖房炭につきましては、特にこれは薪炭等との競合等があると思ひますが、現在で

は、いわゆる薪炭等との対比と申しますか、そういう形で適正な価格ができておる、現状ではそのように考へております。

石炭利用につきましては、日本でも、たとえば国内と申しますか、役所のほうで申しますと、工業技術院の中に公害資源研究所あるいは北海道工業試験所、九州工業試験所等ございまして、それらのところで石炭のたとへば活性炭化とか、あるいはガス化、ボタの利用というふうな研究をいたしておりまして、いろいろと成果があつております。一部のものについては、たとえば活性炭等につきましては、それらの成果をもとにいたしまして企業化を進める段階に参つております。

それからまた、別に財団法人の石炭技術研究所というのがございまして、もう設立されて約十数年になるわけですが、ここでも石炭の利用、特に一般炭のコークス化の研究あるいは排水処理——排水処理だけでも経費がかかりますので、その排水処理をやりまして、これまでしたものを利用する研究等を進めておるわけがございします。あるいはまた、ごみ処理に石炭を利用する等の研究をいたしておりまして、これらにつきましては、相当の補助金を国から出しておるというふうな現状でございします。

○多田委員 私は、二、三研究機関の人にも会つて話を聞いたのですが、何年か前までは、たとえば石炭公害の問題について研究をやつていたところ、最近政府から、その方向に金は出ないとか、そういう指図もきておるという話も聞いておるのです。ですから、確かにそういう活性炭の研究も細々とやつておられるだろうと思ふ。しかし、いま大事なことは、私の言つてゐるのは、石炭を思ひ切つて発展させるために、そういう積極的な処置を、これは何も、いまの政治体制を根本的に変えなくてもできることなんです。そうしてこそ初めて日本の大事な石炭産業を守ることができると、そしてまた、数多い労働者や、あるいはまた産炭地住民の要望にこたえていくことができ

るんだ。そのことを私は思い切つてやつてもらいたい。このことを私は言っているのです。

時間もありませんので、次に移りたいと思うのです。

大臣は、先ほど労働者の立場を守るというふうに言われました。そしてまた、このたびの大臣の所信表明の冒頭にも、所管大臣として、石狩炭鉱の災害について遺憾である、保安行政面において今後一その努力を払う、こういう決意を述べられた。

そこで、これは大臣にお伺いしたい。この石狩炭鉱の保安の最大の責任者は一体だれなのか、これが第一。第二番目は、今後一その努力を払う、これは具体的にどういう内容ですか。これは大臣に聞きたい。

○青木政府委員 災害の第一義的な責任者は鉱業権者でございますので、石狩炭鉱の経営者でございます。

それから今後の問題でございますが、石狩炭鉱に關して申しますと、いま原因調査が半ば済んでおるところでございます。この結論を待ちまして、今後の保安規則の改定等によりまして、二度と再びこういう事故を起こさないような措置をいたしますことが第一。

第二には、同様な事故を防止するために、監督体制を強化いたしまして、現在でも北海道地区のガスの量が非常にふえておりまして、われわれも憂慮しておるところでございますが、こういう炭鉱につきましましては、操業の停止なりハッパをかけることを停止する等の措置をとりまして、事故の撃滅に対して努力をいたしておるところでございます。

なお、保安関係の予算も充実にいたしまして、今後いろいろの助成制度その他につきましても、第五次策に沿ひまして強化してまいりたい所存でございます。

○多田委員 私はいま、大臣の答弁を要求したのです。三十一名の労働者がこれは殺されたにひとしいのです。そして、この労働災害の事故の究明

がはつきりしない間に、山は閉山してしまつていく。私、大臣が事ごまかな災害の逐一を知っている必要はないと思うのです。しかし、事人命であり、三十一名という膨大な人間の、しかもその原因の究明が明らかになつていない、これについて答弁しないということについては、私はたいへん不満です。つまり、そういう政治姿勢が石炭産業の中にもあるんだということです。今度の石狩の問題については、私は、二、三度、早く出してもいい、こういうことを述べているのですが、大臣は、一体この問題について、保安局に対してどういう指示を与えられましたが、ちよつとそれを伺いたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 災害が起きたときの救助のことで。――災害が起きたとき、すぐ政務次官を現地に派遣しまして、現地で会議を持って、直ちに緊急救助体制に入らせ、またその後、いろいろガスの事情、また破砕等が多くて危険で入れない事情もありましたから、周囲の炭鉱の救助、救援を求めるところもありません、また、東京におきましても、そういう関係の本社の重役等も集めて、各社協力してこの問題に当たるように要請して、人員、資材を供出したわけで、全力をふるつてあの災害の救助に当たつたわけです。しかし、意外にガスが多く、かえつて入ることが危険な状態でもあったので、救助作業が進まなかつたのははなはだ遺憾でありました。

○多田委員 今度の災害の概況というのが出て、その原因は何か、六つの点をあげていて、そのうち四つは、これは原因でなさそうだが、そして最後の黒だと思ふ二つ、つまり携帯用安全小型電話器云々という問題と一番黒と思ふのはハッパの問題なんです。これらの系統は明らかに会社の責任、それは先ほど政府側が述べたとおりです。

その点で、私は災害をほんとうに撲滅するという観点から一、二点申し上げたいのですが、たとえば保安法規、保安、安全に関する条項を資本家に厳重に守らせる。それから、ガス、炭じんの取

り締め基準を強化する。それから、保安義務を怠つた資本家に対する罰則を強化する。こういうことをやるかどうか。それから、炭鉱に、これは五百人に一人でもよろしいでしょう、一人の割合で、労働者が直接選出した代表、これに国から給料を払つて、保安法規の履行とその監督に当たらせる。これに監督官と同等の権限を与えていく。これは、いままでも屢次批判されてきた政府と資本家のなれ合い、末端の監督官はいろいろ苦勞をしておりませんが、こういうものを打ち破つていくことが、ほんとうに現場での事故をなくしていく上でも大事な問題なんです。それから、鉱山保安監督官の数が少なければそれはふやさなければならぬ、こういうふうに思つておりますが、特にこの監督官による保安行政、監督の指導、計画実施の内容、規則違反の実情やその処理の状況などを、報告と同時に公開する義務づけを与えていく。こういう問題についてひとつ考えていただきたいと思ふのですが、どうでしょうか。これは人命の問題であり、石炭産業を最小限度に守つていく問題であるから。

○青木政府委員 ただいま先生のほうから御指摘がございましたことについてお答えいたします。ガス、炭じんの規定の強化につきましては、今回の事故の原因究明をよくいたしまして、同じような事故を起こさないように規則の改正をいたす所存でございます。

それから、鉱業権者に対する国の罰則の強化でございますが、これは十分検討いたしまして、現行法規でも十分罰則がございまして、厳格な適用をいたすようにいたしてまいりたいと思ひます。

それから、国が給料を払つて労働者に権限を持たすという話でございますが、現行の保安法では、保安委員会その他労働者が十分参画できるような仕組みになつていてと考えておりますので、その運用方針で私どもは十分ではないかというふうに考えております。

炭鉱が減つておりますが、来年度におきましては、一炭鉱当たりの監督官が若干昨年度より改善されるような定員配置にするように考えております。

○多田委員 私はもう、会社に対しての責任があるというところは答弁のとおりなんです。しかし、保安を監督する政府側にもその監督の責任があると思ふのです。毎回事故を起こして、そしてその翌前では涙を流して、二度と繰り返さないと言いつつながら、毎年何十人、何百人を殺しているのです。今度の石狩炭鉱の場合でも、私の聞いたところによれば、何日前かに滝川の鉱山保安監督署から、この問題についてガスが多いという忠告をした、しかし、その結果どうなったか、それをどう追及したか、その辺が監督する者の立場だろうと思ふ。そういう点で、私はこの点を特に強調して次の問題に移りたいと思ひます。

炭鉱労働者の賃金の問題ですが、もつた資料によりますと、炭鉱労働者の賃金というのは、あの悪条件の中で最も低いのです。毎年上がつていく率、これも低いのです。炭鉱労働者は上昇率、上昇額ともこの十年間最低です。そこで、所管大臣に伺いたいのですが、この安い賃金が、上からの石炭産業の取りつぶしと同時に、いわゆる労働力の流動化という名のもとに、労働者をどんどんはじき出していつている、これが石炭産業をつぶす一因にもなつていく。そういう意味で、この炭鉱労働者の低賃金についてどうお考えになるか、これは労働大臣と通産大臣の意見を聞きたいと思ひます。

○廣政説明員 炭鉱労働者の賃金につきましては、私も、手元の毎月勤労統計によつて見ますと、特に製造業との比較を見ました場合に、製造業よりも若干高い。また、調査産業全体につきましても、それよりも高いというのが私の手元の数字になつております。

○多田委員 第一次から第五次にわたる石炭合理化政策の中で、当然政府から金が出るわけですから、その場合の炭鉱労働者の賃金あるいはベース

アップ、これをどういふふうにはじいてきましたか。

○佐伯政府委員 第五次から現在までの対策の中で、賃金の上昇のお話でございますが、賃金は、労使のほうでおきめになることとございませう。私たちのほうでいまして、特別に想定をいたしてやっておりますがございませう。

○多田委員 何百億、何千億という金を出す場合に、そのコストで一番大きな比重を占める賃金のベースアップその他を計算しなかつたのでしょいか。

○佐伯政府委員 当然、一応のと申しますか、全体的な平均的なものでは計算はいたしておると思ひますけれども、特に炭鉱のところで、特掲をして計算いたしておるわけではございませう。

○多田委員 時間があると、二分なんでもたいへんあれだけれども、私があるところから聞いたのによれば、第一次答申のときには七割、それから第五次では一〇割以内というふうな目安があつたという話も聞いているのですが、これはどうですか。

○佐伯政府委員 先ほど申しましたように、特にそういうことで策定したわけではございませう。

○多田委員 策定したわけではなかつたけれども、そういうことをやつたことではないのかというのを聞いています。そういうことを計算したことはないので、または、そういう問題について資本家と話し合つたことではないのかどうか。

○佐伯政府委員 そういふふうにはいたしてございませう。特に資本家のほうと相談をしたことはございませう。

○多田委員 いま春闘で、労働者側が高い物価の中で賃上げをやっているわけですが、特に私は、大臣に一つお願いしたいことは、あの地下労働をやっている炭鉱労働者は、いつ首を切られるか、山がつぶれるかという不安におのひている。したがって、この炭鉱労働者に対して、もっと賃金を上げてやる、こういうような援助なり、あるいは配慮なり、アドバイスなりというものが必要だ

ろうと思つていますが、どうですか。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、石炭関係の労働者の待遇について、政府も非常に心配しておるのであります。でありますから、いろいろ補給金を与えたり、援助政策で相当な金額を毎年出してやっておりますわけでありまして、もとより考えておるところであります。

○多田委員 私が冒頭で、石油の問題、これは十分資料が得られませんでした。あるいは石炭の問題を申し上げまして、一つは炭鉱労働者、産炭地の住民、こういう人たちの生活と権利、命を守るといふ問題、第二番目には、今日の日本のエネルギー問題を見ると、やはり外国依存であつて、エネルギー問題をこれに日本が経済がかなり外国依存になつてきていふという問題、これらの問題を考へてみて、やはり日本の経済を自主的に発展させなければならぬ、炭鉱労働者の命あるいは産炭地住民の生活を守らなければならぬ、こういう問題から、私は幾つかの問題について質疑を行なつたわけでありませう。

な、足りない問題については、あらためて委員会でも質問したいと思ひます。

○田代委員 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 石炭対策について、通商産業大臣並びに労働大臣の所信表明に対する質問を行ないませう。

まず最初に、所信表明の中に「政府におきましては、一昨年来石炭鉱業審議会の場において、今後の石炭対策のあり方につきまして、審議を重ねてきたところでありませうが、昨年六月にその成果が同審議会の答申として政府に提出されております。政府といたしましては、この答申の趣旨を尊重し、昭和四十八年度から昭和五十一年度までを対策期間とする新しい長期的石炭対策を推進する所存であり、昨年七月にはその旨の閣議決定を行なつたところでありませう。こういふように、五項目にわたつて述べられております。本日は、時間の制約もある中で、特に大事なことを冒頭お伺ひしまして、時間が許す範囲内で細部の問題をお聞

きたい、かように思つております。

そこで最初に、通産大臣にお伺ひしたいのであります。いろいろ論議してきたところでありますけれども、第四次石炭対策以来、石炭の経済合理性を否定して石炭対策に膨大な財政資金がつぎ込まれるといふことで、過保護であるといふ批判等もあることは事実であります。第四次、第五次と続けて今後対策をやつていくわけでありませうけれども、御承知のように、今日では企業自体のいわゆる自力再建は不可能であり、したがつて、石炭鉱業の再建のために財政上の助成はやむを得ない、その中で再建が困難な場合には進退を決すべきであるといふ考え方も、いろいろ取りざたされております。私は、政府の石炭対策を従来から見えてまいりまして、資源の枯渇、生産性の低下に伴ひまゝで、経済ベースに乗らないものは閉山して徐々に先細りしていくのもやむを得ない、そのときそのつど起こつた問題が大きな社会問題に発展せずには処理されていけばいいじゃないか、端的にいいますと、そういう印象を受けて、今日までいろいろな場合でも展開してきたわけでありませうが、こういふことから、政府の姿勢が非常に消極的なやうに思つております。所信表明には相当前向きなことが書いてございませうが、こういふことを考へまして、いろいろ論議もされておりますが、ここであらためて、こういふ石炭に従事している者、また国民の不安に対して、率直に政府の石炭対策の基本的な考え方、今後第四次、第五次だけでなくて、将来ともわたつてどういふふうな石炭に対しては考へておられるか、こういふ点を通産大臣からぜひひとつ冒頭にお伺ひをいたしたい、かように思つております。

○中曾根国務大臣 石炭関係に従事しておられる労働者の皆さんは、自分たちのいたつきのことに

ついて非常に心配していらつしやうと思ひます。われわれといたしましては、ともかく日本の総エネルギー需要の中で、石炭関係のエネルギーの値打ち、価値といふものも決して忘れるものではないと思ひます。特に先ほど来申し上げているように

に、必要最小限の石炭エネルギーといふものは、日本みずから国内において確保しておかなければならぬ、そういうふうな私にも考へております。したがつて、具体的には、第五次答申にありました年間二千万トンを下らざる線を確保していくように、政府としても全力を尽くす所存でございませう。

○瀬野委員 今回の第五次石炭対策の答申によりまして、七ページの(4)と書いてあるところは「昭和五十年の国内石炭需要が仮に約千五百万トン程度にとどまる場合は、わが国石炭鉱業はきわめて急激な縮小を余儀なくされることとなり、炭鉱に働く従業員およびその家族その他産炭地域の住民、中小商工業者、地方公共団体等」に一時に多大の社会的混乱を惹起するおそれがある。この観点からは、需要の引上げが是非とも必要である。こういふふうな答申が出ています。

そこで、大臣の先ほどの答申等をお聞きしました。将来の国内石炭の需要規模については、昭和五十年度を基準時点としてこれを年二千万トンを下らぬ数量で確保する、こゝに言われている。また、答申の中にも、そのような意味のことが次のページに書いてあるわけではございませうが、実際に石炭の需要等を過去のデータから見てまいりませうと、需要のパーセントがずつと落ちておりまして、はたして二千万トンの目標が達成できるか。実際には千五百万トンがよりよくであるといふふうにもわれわれは思つております。こういふ点で、もし千五百万トンとなるといふへんだといふことが答申にも書いてあるし、われわれもそういふふうな思ひなのですが、その点大臣の確信のほどをひとつ伺ひたいのです。

○中曾根国務大臣 これからのエネルギー事情、コスト等の変化にもかかつてくることであると思ひますが、なかなかきびしいことであると私ら考へております。しかし、最近石油関係の値段が上がつてきておりました。そういう事情もまたある程度考へてみますと、さらにまた、先ほど申し上げましたエネルギーの総需要量が非常にふえてきて

おる、そういう条件等も考えてみますと、われわれが大いに努力をして、電力、鉄鋼そのほかの需要者の協力を求めれば、二千万トン確保することは必ずしも不可能でない、そう思います。

○瀬野委員 大臣、答申の中にも、次の八ページには、(四)のところに、「他方、供給側についてみても、わが国の炭鉱の自然条件上、『自然条件上』といふと、これは採掘する場所が深部に移行するに伴って、当然考えられることとしては、盤圧の増大とかガス湧出量の増加とか運搬の遠距離化等によつての作業環境の悪化等が考えられますし、これらのため生産力がずつと低下して、生産活動も逆に増大することになるといふことは当然考えられます。そこで、『今後とも一部炭量枯渇はまぬが得ないところである。また現状の労働力をそのまま確保できるかどうかにも問題がある一方、能率の面においては従来のような大幅な向上が期待できないとみられる。これらを考慮すれば将来の供給力はおのずと低下するものと予想せざるを得ない。これは十カ月にわたつて検討した答申です。これを閣議決定し、大臣もこれを率直に認めておられるのですが、この答申の中にも書いてあるのですが、大臣、この点を踏まえて、これに対してはどういうふうにあなただけの見解をお持ちであるか、さらに伺いたいのです。

○中曾根国務大臣 確かにここに書いてあるようなきびしい事情はあるわけです。ですから、いままでも需要者側に対しては、私は直接経営者に電話をかけて、石炭鉱業との価格協定等に際しては、石炭鉱業の側に立つて何回も協力を要請しているという事情があります。炭価交渉等の場合において、そういうこともありますが、事情はきびしいとは思いますが、しかしまた一面、エネルギー事情というものはさまざまに変化しているいま条件下にありますから、そういう変化もとらえながら、われわれが適切な指導を行なつてこの線を確保していきたい、そう考えておるところでございます。

○瀬野委員 大臣からそういうふうに言つていただくと、われわれはうれしうわけですが、現実的に答申にあるように、「二千万トンを下らない水準と想定することが適当であると判断した」といふふうにも書いてあります。また一面千五百万トンを下がるというへんだといふことも書いてある。

そこで、これはいろいろ政策的なものがあることも十分承知はしておりますが、実際にこういふ事態が起る、また、こういふふうなことになるのじゃないかという、われわれも実は心配をたくさん持つてゐるわけです。これ以上この公開の席で、聞くというのとはどうかという気もするのですが、そういう場合に、これは心配なことになつてくる。あとあとの質問にも関係するのでさらに聞いておきたいのですが、断片的に話があつたけれども、需要の引き上げがぜひとも必要であるといふことは当然ですが、さつきから家庭の暖房等の問題とか、火力発電に使えとか、またいろいろ大臣からも今後の需要等断片的に話がありましたけれども、積極的に政府はこの需要の増大についてはどういふふうにか考へてゐるのか、きつと国民にわかるようにまとめて御答弁いただきたい。

○佐伯政府委員 先ほど先生も、答申の内容についてお話しただきましたが、答申の検討段階でございますが、率直な需要は千五百万トンぐらいといふことでございますが、それではまさにここに書いてございますように困りますので、特に鉄鋼業界、電力業界に協力を要請いたしまして、二千万トンを下らない線を確保するように審議会の中で御検討いただいたわけでございます。その線に沿つて今後とも対処してまいりたいといふふうに思います。それから、生産量のほうにも、先ほど御懸念があるようにおっしゃいましたが、そういうことがないように、たとえば抗道掘進費の補助金のアップとかいろいろ施策をいたしまして、生産のほうも二千万トンを確保するように万全の努力をしてまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 通産大臣、いまの件について具体的

に話はなかつたのですけれども、第五次石炭対策がいよいよ四十八年から新しいスタートを切ると、四十八年度が初年度として一番大事な年になる、この需要といふものが、すなわち所期の需要を確保するといふことが、当面の重大な課題である、こういふふうにも思ふわけですが、さつき申しましたように、だんだんこれはじり貧で、静かなる閉山のほうにいく方向でひそかに腹の中で思つてゐるならば別ですけれども、そうもまいらぬわけですから、そうすると、四十八年度当初の所期の需要といふものがたいへんな問題になるのですけれども、もうすぐやつてくるわけですが、その点についての見通し、または自信のほどは、所管大臣としてどう見ておられるか、どういふのですけれども、さらにお伺いしたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 さまざまな条件、変化もありましようけれども、この答申に盛り込まれた線を政府の責任者として絶対確保していくように努力する決心であります。

○瀬野委員 どうかひとつ、絶対確保していくといふかたい決意の披露がございましたので、その線でしっかりと努力をしていただくようにお願いをしたいのであります。

そこで、次に伺ひたいことは、現在の石炭鉱業界では、エネルギーソースの転換により、さらにまた次のようなことから、たとえば出炭量の不足とかコストの上昇、公害問題、輸入炭と国内炭との価格差の拡大、災害等の不測の事故、これらいろいろ考え合せてまいりましたときに、採算が極度に低下してくる、また民間企業の合理化の努力、事業に対する努力に依存することはかなり困難な問題が伴つてくるという現状であります。しかしながら、わが国の石炭資源の可採埋蔵量、いわゆる地下資源といふものは五十億トン、こういふふうにいわれておりますが、一説には二百億トンともいわれておる。これはもちろんずいぶん地下深層にわたるわけでありまして、こういふことから、世界のエネルギー源のかかえてい

る諸問題からしまして、石炭のエネルギーソースとしての役割り、位置づけといひますが、これを再び考え直す必要がある、こういふふうにも思ふわけですが、と申しますのも、先ほどもちつと話が出ましたが、英国では昨年来、将来の世界エネルギー情勢の変化に対応した石炭の役割りへの再評価として、政策の練直しを行なつてゐる。英国のエズテ石炭庁長官は、七〇年代末にエネルギー危機の到来に賛成しておりまして、原子力は八〇年代末か九〇年代に入らないと大きな役割りを与えることはできない、また、石油はべらぼうな価格でなければならなくなつてくる、したがつて国内資源の活用、特に石炭がそのかき握つてゐると思つておられます。こういふようなことを私いろいろ参考に見てまいりました。こういふことをいろいろいふ時代が当然また考えられるし、いまはエネルギーソースの關係で、こういふふうには石油と石炭がひつくり返つたようなことになつてきましました。将来のことを考えると、これはどうしたもののかなど、こういふふうにも思つて、長い目での資源といふことからもいろいろ心配をするわけでございます。そういつたことから、日本の石炭の将来にわたつて、いわゆる地下埋蔵量が五十億トン、または一説には二百億トンといわれますが、どのくらい正確には見ておられるか、その点をお伺ひするのと、今後石炭が、一九八〇年代等にわたつてどういふふうにか、いま申し上げたようなことから、位置づけを考えておられるか、展望に立つた石炭の位置づけといふようなものについて、大臣から、お考えがあればひとつ聞かせていただきたい、かように思ひます。

○中曾根国務大臣 ローマクラブの報告とかあるいは専門家の計算等によりまして、大体八〇年代をこしていくとエネルギーは不足してくる。そういう計算がいまのところ立てられておるよりであります。一にかかつて、石油あるいはガスの採掘の

見通しにかかっているだろうと思いますが、需要の伸びが非常に巨大なものでありますから、まずそういう形勢に進むとも考えられます。したがって、石炭も含めたエネルギーに対する要望というものは、私はある程度出てくる可能性があると思います。

しかし問題は、公害の問題とコストの問題であります。エネルギーはあるけれども、公害の面から拒絶されるとか、エネルギーはあるけれども、やはりコストの面で低位に置かれるとか、そういう可能性がなきにしもあらずで、そういう点を私は非常に心配して見ているところでもあるわけでありました。

日本の埋蔵量につきましては、政府委員より答弁させていただきます。

○佐伯政府委員 正確には申せませんが、昭和二十二、三年ごろの埋蔵炭量の調査によりますと、約百五十億トン、これは推定炭量も予想炭量も含めてでございますが、あることになっておりますけれども、私たちが内々で検討いたしますと、いまよりある程度コストが高くなってもかまわないという範囲で可採炭量を見ますと、四億ないし五億トンくらいしかないというふうな計算になっております。といたしますと、あとは経済的にもべらぼうに高くて採れない、あるいは密集市街の下等で、鉱害問題等で採れないところの炭量等が相当ございまして、現在でも、若干コストが高くて採れるのは約四、五億トンというふうに存じております。

○瀬野委員 通産大臣にもう一点お伺いして、あとは若干労働大臣にお伺いしたいと思うのですが、大臣の所信表明の中で第二番目に「保安対策につきましても、監督、指導の一その強化をはかる」とも、「そしてさらに次の行には「企業の自主的保安確保を促進し」と、こういうふうに書いてある。いろいろなものを見て、こういうふうなことをよく書いてあるのですけれども、全く炭鉱事故は痛ましいわけですね。さっきも、理事会のときにもいろいろ同僚議員とも話をしたわけ

すけれども、さつきから議論をしまし、た、昨年十一月二日の北海道石狩炭鉱における罹災者三十一名の災害の発生、こういったものを見ましても、大臣もさういふ遺憾である、こういうふうな述べておられますが、ほんとうに炭鉱事故は悲惨であります、数の多い人が一回にたくさん被災される。また、かつての三池炭鉱においてもさうであります。それで数少ない炭鉱になってきた、もう五十幾つかないというところでございしますが、この保安対策の中でも「監督、指導の一その強化」二つの通達だけじゃなくて、ほんとうに身をもってひとつ監督、指導してもらいたい、「企業の自主的保安確保を促進し」と、これは抽象的に書いてありますけれども、実際にどういうことでなさるのか。起きてからばかりの対策でございしますが、どうかひとつ新年度を迎えるにあたって、こういったことについて強力にやっていたきたい。それに対する大臣の所信を承りたいのであります。

○中曾根国務大臣 石狩炭鉱の災害はまことに遺憾なこととございまして、遭難者及び御遺族に心からお慰め申し上げるものでございします。ああいう不幸な事故が起きるといことは、一面においては経営者の責任でもありますがけれども、一面においては監督しておる政府の責任でもございします。あの事故の前にも、何回か注意をしたり、あるいは現場を調査したりしておりますけれども、もつと嚴重にやればああいう事故は起こらなかったかもしれないという反省もあつた。われわれといたしましては、さらに嚴重な監督をいたしまして、ああいう悲惨な事故を再び起こさないように戒心していくつもりでございします。

○瀬野委員 労働大臣に労働問題をちょっとお伺いしますが、昭和三十一年から四十六年末までに六条地域に進出した企業数というのは約八百四十二工場あつたように伺っております。雇用人員は約六万二千人、うち炭鉱離職者は約三万人、こういうふうな承知いたしておるのですが、この数は四十五年から四十七年の離職者とはほぼ倍といふ数

であります。いままでは十年間の離職者のうちで、企業誘致によってどれだけの人を吸収してきたか、御承知であればひとつお答えいただきたいと思ひます。

○佐伯政府委員 昭和三十一年以降、産炭地におきまして八百四十二社の企業が進出をしまして、六万二千人でございしました。このうちで炭鉱離職者関係は約半数の三万一千人でございします。それから、その後も産炭地域の企業の進出が進みまして、四十七年十二月末現在でございしますと、企業数は九百四十四になりまして、雇用者数は六万六千人、うち炭鉱離職者関係数は三万二千二人というふうになっておる次第でございします。

○瀬野委員 炭鉱閉山によつて、また合理化等に即応しまして、常に問題になってきておるわけですが、再就職のことでございしますが、中高年齢者がなかなかむずかしい。これはどの職場でも同じでございしますが、そういったことから再就職対策の一その充実をしていただきたい、こういうふうに思ふのであります。

そこで、雇用安定にいろいろ力を尽くしていただいておりますけれども、福岡県の大牟田等においては、市のほうに緊就関係でたいへん支出がかさんできて、何千名という人のかかえ込んでおりました。市の財政を極端に圧迫しているの、市長も再三陳情にも来ておるわけですが、こういったことでの中高年齢者の対策、雇用安定ということについて、労働省ではどういうふうに考えておられるか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○桑原政府委員 炭鉱離職者を含めまして、中高年齢者の就職が、最近の雇用情勢が非常に好転しております中においてもなかなかむずかしいというのには、御指摘のとおりでございします。労働省としては、御指摘の点を注目いたしまして、一昨年、中高年齢者に対する雇用促進特別措置法というのを制定いたしました。これに基づきまして、積極的に中高年齢者に対して雇用の安定

にいま努力をいたしております。特にその考え方は、手当を支給しながら、職業訓練、職業指導というものを、総合的に連係を持ちながら、その一人一人の阻害要因というものを解明しながら、具体的な就職あっせんをするというふうなことで進めております。

なお、炭鉱離職者につきましても、別に炭鉱離職者臨時措置法がございしますが、こういう方々におきましては、特に高齢者という方々がおられますので、やはり具体的に御相談に乗る。特に問題になりますのは、やはり中高年齢の方は住居を持つておられる、あるいは土地を持つておられるというふうなことで、なかなか就職の場合にもその雇用口とよく結びつかないという問題がございします。そういった場合には、当然本人の御希望を聞きながら、また必要によつては奥さまも来ていただけて十分相談に乗つて、喜んで就職していただくというふうな措置をとっておりますが、中高年齢者に対する対策は、特に労働省としては最重点に取り上げてやつておるようなわけでございします。

○瀬野委員 時間がきたらもうございしますので、最後に、ただいま局長から答弁があつたことについて、労働大臣は、省略して言つたので意味がわからなかつたのかもしれませんが、こういう問題は小さいから局長でいいというわけでもないと思ひますけれども、実は質問通告の際には詳しく申し上げておいてあるのですけれども、大牟田の市で、これは再三市長からも当局には陳情しているわけ、実ははかにもあるのですが、特に大牟田市は九州で一番、全国でも一番というふうに緊就の方をかかえておられて、財政に大きな負担をかけておる。いまおっしゃつたようなことはわれわれも知つておるわけですが、そういう特定の財源が少くない小さな市で、炭鉱の関係の離職者等がかかえ込んで相当財政圧迫を受けているというところに対しては、何とか手厚いことをしてあげないと、かつては黒ダイヤといつて、掘つて、掘つて、また掘つて、ということをやつた時代があつ

たわけですけれども、こういう時代になりまして、やはり何かあたたい政治の手を考えていかなければならぬ。何かあたたい方法はないものか、こういうふうには私は思っています。そういつたことについて、労働大臣から御見解を承りたい、こういう意味で質問したわけですが、ひとつ大臣のお考えをお聞きしておきたい、こう思うわけですが。

○農林政府委員 大牟田市におきまして、炭鉱閉山に伴いまして失業者が非常にたくさんおられるという事で、失対事業あるいは緊急事業というものが、大きな事業の実施ということで財政負担になっておるといふことは、私どもも聞いております。私どもも再三市長のほうから御要望がありまして、したがって御指摘の点につきましては、たとえば、失対については高率補助制度がございます。それから、緊就につきましては五分の四という高率補助でございますが、そういう補助制度をうまく運用して、できるだけ超過負担の解消に私どもとして努力をいたしております。最近もまた、市長がおいでになりまして、具体的に御相談に乗っております。私どもの力の足りないところは、自治省とも相談をして、起債その他の手を打つというふうなことで積極的に努力いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○瀬野委員 ぜひそういうふうに取り上げていただきたいことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

○田代委員長 稲富君。

○稲富委員 私、通産大臣に、石炭産業の基本的な問題について若干お尋ねしたいと思っておりますが、私は本委員会に出たのは初めてでございますので、私が質問いたしますことは、あるいは今日まで本委員会ではしばしば論議された問題もあるかと思っております。その点は御了承願いたいと思っております。特にまた先刻、同僚議員の質問を聞いておりますと、私がお聞きしたいと思うこととすいぶん重複いたしておりますので、できるだけすいぶん点を省きまして簡略にお尋ねしたいと思っております。

で、よろしくお願いを申し上げます。先生たたいま御指摘になりました。

た、経済社会基本計画の参考資料に示されておりますところの五十二年の鉱業の生産指数については、九四・六ということになっておりますけれども、これは産業連関モデルによりまして、このマクロ的な推計値でございます。その数字は個別の物資の生産見通しの積み上げという形でやっておりますのではないわけでございます。したがって、計画自体は将来の石炭の生産水準を示すものではございません。

先ほど来大臣が御答弁申し上げましたように、答申の線に沿いまして、石炭は五十年二千万トンの水準というところが、この中に内在的に入っておりますわけでございます。

○稲富委員 そうすると、この指数の発表は、石炭を含めておいて、先刻大臣が答弁なされたように、また答申に出ておりますように、石炭は二千万トンを下らない、こういう想定をしておる、こういうことでございませうか。

○佐伯政府委員 先生おっしゃるとおりでございます。

○稲富委員 次に、この問題につきましては、先刻渡辺委員より質問をいたしまして、大臣もこれに対する見解を明らかにされておる問題でございますけれども、これはわが国の石炭産業に非常に重大な問題である、基本的な問題であるがために、重ねて私申し述べたいと思っております。

○中曾根国務大臣 その基本計画は、第五次答申を是認し、その前提の上に立つて策定されたものと考へます。

○稲富委員 それでは、これに関連いたしましてお尋ねしたいと思っておりますが、この経済社会基本計画の参考資料の「鉱工業生産指数」の欄に、昭和四十年を一〇〇として、昭和四十七年鉱業生産指数は八四・六、昭和五十二年には九四・六の伸びというものを想定してあります。昭和五十二年の九四・六というものは、およそ何千万トンの石炭生産の想定をしておられるのか。これには「鉱業生産指数」となっておりますので、石炭といふものは別にあげておられませんか、この点、石炭の指数に対する想定を伺いたいと思っております。

のエネルギー政策というものがわが国にどういう影響を及ぼすかということが大きな問題であります。ここでわが国といたしまして、エネルギー政策としての日本の石炭産業というものが非常に重大な問題であるとして、再検討し、再認識をすべき問題であるということは、先刻大臣も述べられております。

それで、この機会に私は、先刻もお触れになりましたけれども、念のため一つ伺っておきたいことは、将来わが国が輸入する石油、これに対する輸入の見通し、また将来の輸入価格等に対する見通しが、今日よりどういう状態に変化するであろうかということに対して、この機会にひとつ承りたいと思っております。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、一九八〇年に入りますと、いまの推計では、アメリカが大体五〇％は輸入しなければならぬ、そういう形勢でございますから、へたすると、日本とアメリカで世界の石油資源の争奪戦が起きかねないということも考えられます。ガスについても同様でございます。そういうふうな資源競争みたいな愚劣なことをやらないように、日米あるいは日米ヨーロッパ間において協調して、国際協力して、この問題を解決していくというやり方が好ましいと思っております。

いま通貨に関する調整で、いろいろ国際流動性の問題等が云々されておりますが、通貨と同様に、この資源問題というのは次の時代に必ず登場してきて、国際会議、世界会議のレベルでこの問題を討議しなければならぬ段階が来るだろうと私は思っています。わが政府としては、そういう問題について世界に対しては、イニシアチブをとるべきである、そう考へて、いかなるタイミングで、いかなる構想で呼びかけるべきかということを実は検討しておるのでございます。

そこで、日本としてどの程度のものが要るかという推算をしなければならぬところでございまして、一応、めどとされるのは、八〇年前後には六億トンないし七億トンの石油が要るであろう、そ

のエネルギー政策というものがわが国にどういう影響を及ぼすかということが大きな問題であります。ここでわが国といたしまして、エネルギー政策としての日本の石炭産業というものが非常に重大な問題であるとして、再検討し、再認識をすべき問題であるということは、先刻大臣も述べられております。

それで、この機会に私は、先刻もお触れになりましたけれども、念のため一つ伺っておきたいことは、将来わが国が輸入する石油、これに対する輸入の見通し、また将来の輸入価格等に対する見通しが、今日よりどういう状態に変化するであろうかということに対して、この機会にひとつ承りたいと思っております。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、一九八〇年に入りますと、いまの推計では、アメリカが大体五〇％は輸入しなければならぬ、そういう形勢でございますから、へたすると、日本とアメリカで世界の石油資源の争奪戦が起きかねないということも考えられます。ガスについても同様でございます。そういうふうな資源競争みたいな愚劣なことをやらないように、日米あるいは日米ヨーロッパ間において協調して、国際協力して、この問題を解決していくというやり方が好ましいと思っております。

いま通貨に関する調整で、いろいろ国際流動性の問題等が云々されておりますが、通貨と同様に、この資源問題というのは次の時代に必ず登場してきて、国際会議、世界会議のレベルでこの問題を討議しなければならぬ段階が来るだろうと私は思っています。わが政府としては、そういう問題について世界に対しては、イニシアチブをとるべきである、そう考へて、いかなるタイミングで、いかなる構想で呼びかけるべきかということを実は検討しておるのでございます。

そこで、日本としてどの程度のものが要るかという推算をしなければならぬところでございまして、一応、めどとされるのは、八〇年前後には六億トンないし七億トンの石油が要るであろう、そ

ういう一応の試算ができております。このまま  
いったら、おそらくその前後にいくという可能性  
がございすけれども、しかしそれは要望のほう  
の数字でございまして、それがそのまま入るに  
は、膨大な貯油施設とか港灣施設とかタンカーと  
か、いろいろな付帯設備が要るわけでございま  
す。はたしてそういうものが可能かどうかとい  
う点は、現実的に計算しなければなりません。こ  
れは大問題であるだろうと思われたい。これは  
中であって、それではもう少し原子力関係を増  
強しろとか、あるいは情勢によつては、石炭にも  
とたよるといふことも起こらないとも限りませ  
ん。そういうことは、今後どの程度われわれが確  
保できるかという見通し、それから値段の見通し  
等も考えた上、またいま言った国際協調の線がど  
ういうふうになり立つかということも考えた上、  
あるいはシベリア、アラスカ、中近東あるいは東  
南アジアあるいはオーストラリア各国にいま手を  
伸ばしてやつては石油の確保の見通し等も考え  
て、順次具体的な計数がわかり次第、徐々に確立  
した計算もつくっていく、そういう考えでおるわ  
けでございす。

○稲富委員 いまの大臣の御説明を聞きまして、  
いずれにせよ石油資源というものは国際的にも非  
常に重大なる段階に來ている。さらにこの問題に  
対しては、日本としても重大な関心をもつて取り  
組まなくてはならないというこの事実は、私も見  
のがすことはできないので、そういう点から考え  
まして、今度は国内エネルギー資源としての石  
炭産業をどうして守っていくかというところは必要  
なことであるし、これは先刻から大臣も述べられ  
ておることであるので、それは了承いたし  
ておきます。

それで、先般審議会においても、先刻もお話が  
ございまして、五十年を基準時点として、  
二千万トンを下らないという水準を想定され  
ておるのでございすが、ここに、先刻からも議  
論がありました、非常に不安があるので、ほん  
とにこの二千万トンは下らないというふうい  
うなことでやつていくという確信がおりになり  
のかどうか。はなはだどういふようございす  
けれども、これは石炭産業に従事する労働者、石  
炭産業に關係するものが非常に不安を感ずること  
でありますので、この点に対しては十分政府も責  
任をもつてやらなければいけないと思ひます。  
で、大臣からこの点に対する考え方を明らかに承  
りたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 第五次答申の目にはそこにあつ  
たわけでありまして。また、關係労働者、經營者、  
關係者全部が見詰めておつたところもその線であ  
りまして、ここに石炭關係全關係者の利害休戚が  
かかつてゐる一点であるといふわけでもござい  
ます。したがういふで、不退転の決意をもつてこ  
の線を維持するように私に努力してまいるつもり  
でございす。

○稲富委員 私は、ここでまたさらに伺ひたい  
したいと思ひますことは、この二千万トンを下ら  
ないようにするといふ政府の決意のあるところは  
十分承知をいたしました。ところがこれは、一応  
昭和五十一年度までを想定した答申であるので  
ございすから、長期的な問題とは、これに続く昭  
和五十二年からの問題であると考えられるわけ  
でございす。そのならば、私たちが常に要望い  
たしてございす、先刻からいろいろ議論になつ  
ております消費量を拡大するための火力発電の設  
置といふものが当然必要なものとして要望されま  
す。先刻から答申を承つておりました、この問題  
についてはたまたま検討してゐるんだと、こうい  
うふうなお話でございすが、問題は、この火力  
発電所の施設をやるといふことは、その準備が  
何と申しましたも三カ年かかるだろうといふこ  
とを一応考えなくては行けません。そうすると、  
本年の昭和四十八年度には準備に着手しなければ  
間に合わないといふことになつてくるわけござい  
ますので、その点非常に急を要する問題である  
と思ひのでございすが、これに対する見通し、  
この点をひとつ承りたいと思ひのでございす。

○中曾根国務大臣 石炭火力の設置の問題につき  
ましては、かねて關係者からも強い御要望があ  
り、また、關係議員の皆さま方からも、本委員会  
の席上において強い御要望がございまして、通産  
省當局といたしましても、できるだけ早期に実現  
していくように、いろいろいま準備し、努力して  
いるところでございす。いまのお説のように、  
ことし中にぜひ目算のつくように、私たちが大い  
に努力してまいるつもりでございす。

○稲富委員 次に、石炭の価格についての問題で  
ございすが、答申は、第一に、政府と中立学識  
経験者のあつせんのもとに、需給兩業界の協議に  
よつて炭価を改定する。第二に、毎年度の改定に  
臨んでは、増加引取交付金制度の改善で対応す  
る、すなわち交付金のトン当たり価格の引き上げ  
を行なうべしといふのが内容であります。この交  
付金単価の引き上げは、すでに明年度予算にも計  
上されておることは承知いたしております。当然  
これは、明後年度以降にもこれを踏襲していかれ  
るという御意思であらうと思ひのでありますが、  
これに対する政府の考え方を伺ひたいと思ひので  
ございす。

○佐伯政府委員 先生おっしゃいますとおり、  
石炭の価格につきましては、大体競合燃料との価  
格差を、現状のを認めまして、たとえば原料炭で  
申しますと、競合いたしましたオーストラリア弱粘  
炭等の値上げに伴つて上がつていくといふことにな  
つてまいるわけございまして、その辺は需要  
業界とも話し合ひがついておるわけございす  
が、先ほどお話がございしました増加引取交付金で  
ございすが、特に電力で申しますと、電費火力  
につきましては、政策的に長期に安定して石炭を  
引き取つておるという關係もございす  
ので、本年電気は百五十円値上げをいたしました  
が、そのうちの百四十分は増加引取金という形で見  
ることになりました。四十八年度も百五十円く  
らい値上げするであらうといふことを見込みまし  
て、百二十四分の予算を計上しておる次第でござ  
いす。

○稲富委員 ところが、この際、トン当たり単価  
の引き上げ財源は、石炭会計の歳入の範囲という  
制限があることは御承知のとおりでございす。  
しかしながら、今回の国内石炭の引取交付金につ  
いては、先刻もお話がありましたように、国際的  
にエネルギー源確保が次第に困難になつてくる  
といふような情勢でありますので、これに對しまし  
ては、たださういふことにこだわらず、たとえば  
一時的な借り入れ金といふような別個の財源も想  
定すべきであるのじゃないか、こういうことも一  
応考えられますが、これに對しては大臣としてど  
ういふお考えでございすか。この点だけは大臣  
から承つておきたいと思ひのでございす。

○佐伯政府委員 単価等につきましては、先ほど  
申し上げましたとおりでございすが、一時的  
に、たとえば急激に何かの事情で需要が減つたと  
か、あるいは何かの船の配船の關係で炭が回らな  
いといふようなときに、たとんに困つてまいるわ  
けでございすので、それらのときに對しまし  
て、いわゆる運搬資金を貸し出す制度をつくりた  
いといふふうになつておる。これは合理化事  
業団から、運搬資金、經營改善資金と申しており  
ますが、貸し付ける制度をつくつてまいりたいとい  
ふふうになつておる。石炭合理化臨時措置法の改  
正もお願いしておる次第でございまして、それ  
に要します予算も国会のほうに御承認いただくよ  
うにいまお願いしておる最中でございす。

○稲富委員 大臣も時間がないうでございす  
から、締めくくりをいたしまして二点だけ。  
次に、国内炭の需要を増大するといふ立場から、  
これはいままでもいふ議論されてゐる問題と思  
ひますが、硫黄炭の脱硫技術の問題でございま  
す。これを何とかして促進するような、こういふ  
ようなことに対して、これは国が積極的な態度を  
とつて検討すべき問題であると思ひますが、これ  
に對してどういふような処置をお考えになつてお  
るか、この点承りたいと思ひのでございす。

○中曾根国務大臣 炭の脱硫装置につきまして  
は、通産省がみずからもこれを開発し、また、関  
係団体等に対しても補助金等を与える等によりま

して、鋭意開発に努力しておるところでございます。これは石炭火力やなんかの場合に非常に重要な問題になりますポイントでありますので、鋭意努力していくつもりであります。

○稲富委員 それから、今日、御承知のとおり、石炭が非常に生産されてきた時、炭が非常に多い。これが労働者の待遇そのものの問題等にも非常に影響するわけでございますが、この炭炭対策としての融資制度というものをこの際確立するということをお考え願えないか。これに対する政府の考え方を伺いたいと思います。

○佐伯政府委員 まず、貯炭が異様に多くならないように、いわゆる需要の確保ということが大前提だと思えますが、現在、貯炭が平常ペースよりも多くなっています。特に一部の炭鉱に多くなっていますけれども、それらにつきましては、つとめて需要の確保につとめてまいりたい、そういうふう

に思っております。それから、先ほどもちょっと申しましたが、貯炭が多いから、貯炭に比例して融資をするというわけではございませんけれども、何らかの形で結果として貯炭がふえて、それがまた炭鉱経営を圧迫するといふふうなときには、運転資金を貸し出すような制度を合理化法の改正でもってやってまいりたい。それで対処してまいりたいというふうに存じます。

○稲富委員 最後に、これは先刻吉田委員からも希望した問題でございますが、鉱害復旧対策、これを何とか短年間にやつてもらうような方法をやってもらいたいということ、特に今度はボタ山の処理、これも非常に危険を生じますので、鉱害復旧並びにボタ山の処理に対して、何とか急い

手を打ってもらいたいということを、特に私は要望いたしまして、これに対する政府の考え方を承って、私の質問を終わります。

○中曽根国務大臣 鉱害の復旧処理につきましては、事業団等を通じて鋭意努力しているところでございますが、特にボタ山の問題は、雨季やあるいは洪水時については非常に危険性を

はらんでおります。地元からいろいろ御陳情もございまして、去年の秋に通産局に命じて、基本的な調査を全部各山ごとに命じました。最近さらに、危険箇所と思われるところを摘出したしまして、それに対する対策等いま練らしてございまして、この雨の時期に間に合うように手当てをしていきたい、そう思っております。

○田代委員長 多賀谷君。

○多賀谷委員 大臣に、時間が無いそうですから、一点だけお聞かせ願いたいと思います。

実は、筑豊の山野鉱業と漆生鉱業所、この三月末で二つの炭鉱が閉山になる。そこで、従来とも非常に問題であつて、依然として解決ができていないのは、組夫の労働者、下請の労働者です。私は、本来炭鉱のようなくところに組夫を入れるべきでないと言ひますが、ついに通産省はそれを認めて、やはり請負夫というのを入れております。ところが閉山になりましたときに、労働者の関係、すなわち、炭鉱離職者の手帳というふうなもの、労働省では、鉱山労働者として、組夫も本鉱員も一緒に扱っている。ところが通産省の関係は、鉱業権者が直接雇用している者のみを扱っておる。そこで、従来長いこと論争いたしましたが、どうしてもこれが解決しない。

そこで、私は一つだけ申し上げたいと思うのです。それは、組夫の労働者が持つておる賃金債務を肩がわけて払ってくれとはいひませんが、これは立法の問題です。しかし事業団が、いわば離職金とも称すべき三十日分の平均賃金、これだけは、同じ鉱山労働者ですから、私は払ってやつてしかるべきだと思ふのです。それで、条文の三十五条の十一の、鉱山労働者に対する金銭の支払い、事業団が直接払い、これを見ましても、必ずしも鉱業権並びに租鉱権者に従事したといふふうになつていないのです。鉱業権者の雇用した労働者でなくとも、読めるわけです。立法の意図は別として、現在の解釈論としては、これは読めるわけですよ。その前のいわば賃金債務の代位弁償等については、これはいわゆる本鉱員しか読め

ません。しかし、組夫については、鉱山労働者として、条文でも、現行法でも読める。ですから私は、これはこんな差別をしてはならぬと思うのですけれども、新しく来られた大臣に質問をするのは、私としても非常に心苦しい点はあるのですけれども、これをひとつぜひ解決をしていただきたいと思ふのです。せめて一カ月分だけは法のもとで平等であつてしかるべきじゃないか。現実に労働者の離職者は、組夫とか請負夫という区別はしてない。この点大臣の御配慮をお願いしたいと思ふのです。

○佐伯政府委員 先生、先ほどからお話ございましたように、従来ずっといわゆる鉱業権者が雇用しております者に対しては、その賃金債務あるいはその三十日分のといふようなことで出してまいつたわけでございます。過去にもう十年間以上も、そういうことでずっと実施をしてまいつたわけでありまして。法律上もいろいろ問題があるかと思ひますけれども、せつかくの先生のお話でございますので、検討させていただきますと存じます。

○多賀谷委員 大臣、よろしいですか。前向きにひとついいですか。

労働大臣に一言。この委員会でも常に問題になつておりますね、緊急就労の問題。これは現在も、あるいは四十八年度で打ち切られるんじゃないかという非常な心配を関係者はしております。そこで、労働大臣から明確に、その存続についての決意を承りたいと思ひます。

○加藤国務大臣 緊就事業の決定の経緯は、御承知のとおり、四十六年三月に閣議で決定いたしました。四十九年三月三十一日までこれを実施するとなつております。しかれば、これを續いて継続するかしないか大きな問題であります。就労関係の実情、失業者のいろいろな情勢の推移、これらを十分考慮して、もう一年近くであります。この夏ごろから、前向きにいろいろ検討しなければならぬ、しかし、ここで私が申し上げるのは、諸般の事情がまだ決定いたしておりませんので、

大臣として確たる答弁はできませんが、御期待に反するような情勢でないということだけを申し上げて、御答弁にかえます。

○田代委員長 次に、去る二月二十日に付託されました内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中曽根通商産業大臣。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案  
石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 総則（第七條―第十三條）」を「第一節 総則（第七條―第十三條）」を「第一節の二 管理委員会（第十三條の二―第十三條の十）」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和四十八年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項第四号の二中「又は石炭鉱山整理特別交付金」を削る。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 管理委員会

（設置）  
第十三條の二 事業団に、管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）  
第十三條の三 次の事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 収支予算及び決算  
二 事業計画  
三 第二十七條第二項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画

(組織)

第十三条の四 委員会は、委員四名及び事業団

の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員及び理事

長のうちから、その互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び理事長の

うちから、委員長に事故がある場合にその職

務を代理する者を定めて置かなければならな

い。

(委員の任命及び任期)

第十三条の五 委員は、石炭鉱業に關し、それ

の意見を有する者のうちから、通商産業大臣

が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格条項)

第十三条の六 次の各号の一に該当する者は、

委員となることが出来ない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなつた

後、三年を経過しない者

二 政府職員(審議会、協議会等の委員その

他これに準ずる地位にある者であつて非常

勤のものを除く)

三 事業団の役員又は職員

(委員の解任)

第十三条の七 通商産業大臣は、委員が前条各

号の一に該当するに至つたときは、これを解

任しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が心身の故障のため

職務を遂行することができないと認めると

き、又は委員に職務上の義務違反その他委員

たるに適しない非行があると認めるときは、

これを解任することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十三条の八 委員又は委員の職にあつた者

し、又は盗用してはならない。

(議決の方法)

第十三条の九 委員会は、委員長又は第十三条

の第四項に規定する委員長を代理する者の

ほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席

しなければ、会議を開き、議決をすることが

できない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて

決する。可否同数のときは、委員長が決す

る。

(委員の地位)

第十三条の十 委員は、刑法(明治四十年法律

第四十五号)その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十四条を次のように改める。

(役員等の秘密保持義務及び地位)

第二十四条 第十三条の八及び第十三条の十の

規定は、事業団の役員及び職員について準用

する。

第二十五条第一項第五号中「若しくは石炭鉱

山整理特別交付金」を削る。

第二十五条第一項第七号の次に次の二号を加

える。

七の二 採掘権者に対する坑内骨格構造整備

七の二 採掘権者に対する坑内骨格構造整備

七の三 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭

鉱業安定補助金の交付

第二十五条第一項第八号中「石炭坑の近代化」

を「石炭坑の近代化等」に改め、同項第九号の三

中「貸付け」の下に「及び譲渡」を加え、同項第十

一号の次に次の一号を加える。

十一の二 石炭鉱業の経営の改善に必要な資

金の貸付け

第二十六条第二項中第四号を削り、第五号を

第四号とし、第五号の二を第五号とし、同項第

六号中「若しくは石炭鉱山整理特別交付金」を削

る。

八の二 坑内骨格構造整備補助金の額の

算定の基準並びに交付の時期及び方法

八の三 石炭鉱業安定補助金の額の算定の基

準並びに交付の時期及び方法

第二十六条第二項第九号の三中「貸付け」の下

に「及び譲渡」を加え、同項第十一号の次に次の

一号を加える。

十一の二 前条第一項第十一号の二に規定す

る資金の貸付けをすることが出来る場合並

びに当該資金に係る貸付けの利率、償還期

間並びに貸付け及び償還の方法

第二十七条第二項中「係る」の下に「坑内骨格

構造整備補助金及び石炭鉱業安定補助金の

交付計画」を加え、「開発資金及び近代化機械

の貸付け計画」を「貸付け計画及び近代化機械

の貸付け計画」に改め、「保証の計画」を保

証計画に改め、同項第十一号に規定する資金

の下に「及び同項第十一号の二に規定する資金

」を加え、同条第三項中「前項の」の下に「交付計

画」を加え、「及び債務の保証の計画」を「貸付

計画及び保証計画」に改める。

第三十五条中「租鉱権者に対し」の下に「政令

で定めるところにより算定した金額の」を加え

る。

第三十五条の三第一項中「額(以下「交付金額

という)に政令で定める割合を乗じて得た」を

「うちから、政令で定めるところにより算定し

た」に改め、同条第二項中「交付金額に」を削り、

「割合を乗じて得た」を「ところにより算定した」

に改める。

第三十五条の四中「当該廃止事業者に係る交

付金額に」を削り、「割合を乗じて得た」を「こ

ろにより算定した」に改める。

第三十五条の五中「交付金額に」を削り、「割合

を乗じて得た」を「ところにより算定した」に改

める。

第三十五条の十一第一項中「若しくは特別交

付金」を削る。

第三十六条の二の次に次の二条を加える。

(坑内骨格構造整備補助金の交付)

第三十六条の二の二 坑内骨格構造整備補助

金の交付は、採掘権者であつて通商産業省

令で定める基準に該当するものに対し、当該

採掘権者が行なう坑道の掘さく又は拡大の工

事であつて通商産業省令で定める基準に該

するものに必要な経費について行なうもの

とする。

(石炭鉱業安定補助金の交付)

第三十六条の二の三 石炭鉱業安定補助金の交

付は、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産

業省令で定める基準に該当するものに対し、

当該採掘権者又は租鉱権者が掘採した石炭の

数量に応じ行なうものとする。

第三十六条の三第二項中「必要な設備であつ

て」を「必要な設備(以下この項において「近代化

設備」という)又は鉱山労働者の用に供すること

を主たる目的とする住宅その他の福利厚生施

設(附帯施設及び附属設備を含む。以下この項

において「福利厚生施設」という)であつて、

「その設備」を「近代化設備に係る資金の貸

付けにあつては、その近代化設備」に改め、「限

り」の下に「福利厚生施設に係る資金の貸付け

にあつては、その福利厚生施設に係る石炭の鉱

量、生産能力及び生産費が通商産業省令で定め

る基準に適合する場合に限り」を加える。

第三十六条の十二の見出し中「の相手方」を

「及び譲渡」に改め、同条中「貸付け」の下に

「及び譲渡」を加え、同条に次の一項を加える。

2 近代化機械の譲渡は、事業団が貸付けを行

なつた機械に限り、行なうものとする。

第三十六条の十九第三項中「第二十四条」を

「第十三条の十」に改める。

(経営改善資金の貸付け)

第三十六條の二十二 第二十五條第一項第十一号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、当該採掘権者又は租鉱権者が支払うべき賃金、資材費その他の通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金(当該採掘権者又は租鉱権者の事業を整備するために必要な資金であつて第三十六條の十三第一号に掲げるもの並びに石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十一年法律第九十七号)第三十條第一項第二号及び第三号に規定する資金を除く。)について、その貸付けを行なうことが当該採掘権者又は租鉱権者の事業の経営を改善するために特に必要と認められる場合に限り、行なうものとする。

2 第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一の規定は、前項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

第四十條の三「その」を「委員会の委員並びに事業団の」に改める。

第五十三條の二第三号中「第三十五條の十一第一項」の下に、「第三十六條の二の二、第三十六條の二の三」を、「第三十六條の二十一第一項」の下に、「第三十六條の二十二第一項」を加える。

第八十五條中「第二十一條」を「第十三條の八(第二十四條において準用する場合を含む。)」に、「三万円」を「五万円」に改める。

第八十六條中「三万円」を「五万円」に改める。

第八十七條及び第八十九條中「一万円」を「三万円」に改める。

附則第二條の二中「對する交付金の交付」の下に、「坑内骨格構造整備拡充補助金の交付、石炭鉱業安定補給金の交付」を、「近代化機械の貸付け」の下に及び譲渡」を加え、「及び再建資金の貸付け」を、「石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸付け並びに再建資金の貸付け」に、

「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三章第一節の二の規定は、昭和五十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則第二條の二の次に次の一條を加える。

(近代化資金等の償還期間の特例)

第二條の三 事業団は、石炭鉱業再建整備臨時措置法第四條の二第四項に規定する会社から、事業団が当該会社と結んでいる近代化資金、石炭鉱業の整備に必要な資金又は再建資金に係る貸付契約の内容を同項に定めるところにより変更したい旨の申出があつたときは、第三十六條の四第一項、第三十六條の二十一第二項又は第三十六條の二十三第三項の規定にかかわらず、当該契約の内容を変更することができる。

(石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正)

第二條 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十七年六月三十日以前から引き続き石炭鉱業を営んでいる会社(前項の再建整備計画について次条第一項の認定を受けたものを除く。)であつて、その掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第一項第二号の政令で定める日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、前条第一項の認定を受けた会社にあつては、石炭鉱山における保安の確保のための措置に關する事項の追加その他の必要な再建整備計画の変更をし、その他の会社にあつては、第二條第一項各号に掲げる事項及び石炭鉱山における保安の確保のための措置について定めた再建

整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適當であるかどうかにつき認定を求めることができる。

第三條の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四條の二第二項中「政府は、」の下に「第三條の二第一項の再建整備計画について」を加え、「(以下「再建交付金交付契約」という。)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社が同項第一号に定めるところにより内容を変更したそれぞれの借入契約(日本開発銀行、中小企業金融公庫、石炭鉱業合理化事業団その他の通商産業省令で定める金融機関と結んでいる借入契約を除く。)ごとに、昭和四十八年五月一日現在における借入残高につき、金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その變更に係る借入金金の償還及び利子の支払の方法をそれぞれ第一号及び第二号に適合するものとしたときは、その變更後の借入契約の内容に従つて、当該会社と結んでいる同項の交付金を交付する旨の契約の内容を変更することができる。

一 變更に係る借入金金の償還期間が昭和四十八年五月一日から起算して五年六月となつてゐること。

二 變更に係る借入金金の元本の償還及び利子の支払の方法が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法となつてゐること。

三 變更に係る借入金金の元本の償還及び利子の支払の方法が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつてゐること。

4 政府は、政府が第一項の交付金を交付する旨の契約を結んでいる会社又は第三條の二第二項の再建整備計画について第三條の三第一項の認定を受けた会社が、金融機関から昭和四十七年六月三十日以前において借り入れ、昭和四十八年五月一日現在において借入残高

のある借入金(償還期間(すなわち期間を含む。)が一年未満のものとして借り入れたものを除く。)のそれぞれの借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その内容を、第一項第一号に規定する開発資金として借り入れた借入金に係る借入契約にあつては第三号に、同項第一号に規定する開発資金として借り入れた借入金以外の無利子の借入金に係る借入契約にあつては第一号及び第三号に、その他の借入金に係る借入契約にあつては次の各号に適合するものとしたときは、その變更に係る借入金金の元本の償還及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約を当該会社と結ぶことができる。

一 變更に係る借入金金の償還期間が昭和四十八年五月一日から起算して十五年となつてゐること。

二 變更に係る借入金金の利率が年三パーセントとなつてゐること。

三 變更に係る借入金金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつてゐること。

5 政府が第一項の交付金を交付する旨の契約又は前項の交付金を交付する旨の契約(以下「再建交付金交付契約」という。)を結ぶ場合における再建交付金交付契約に係る借入金及び債務の元本の額の総額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

一 第一項の交付金を交付する旨の契約 千億円

二 前項の交付金を交付する旨の契約 六百八十億円

第十七條中「第三條の二第二項及び第二項」を「第三條の二に」、「第四條の二第一項」を「第四條の二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第十八條中「三万円」を「五万円」に改める。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。  
(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)

第三条 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第二号中「坑道展開の効率化」を削り、同項第三号中「第四条の二第一項」を「第四条の二第五項」に改める。

附則第八項中「昭和四十七年度の下に」及び「昭和四十八年度」を加え、「同年度の」を「各年度の」に、「同年度に」を「当該年度に」に改める。

附則第九項中「三年」の下に「(附則第七項の規定により昭和四十五年度に借り入れた借入金にあつては、四年)」を加える。

附則第十二項中「昭和四十七年度」を「その借入れをした年度」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 昭和四十八年四月一日

二 第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五條第一項第七号の次に二号を加える

改正規定、同法第二十六條第二項第八号の次に二号を加える改正規定、同法第二十七條第二項及び第三項の改正規定中「係る」の下に「坑内骨格構造整備補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画」を加える部分及び「前項」の下に「交付計画」を加える部分、

同法第三十六條の二の次に二条を加える改正規定、同法第五十三條の二第三号の改正規定中「第三十五條の十一第一項」の下に「第三十六條の二の二、第三十六條の二の三」を加える部分並びに同法附則第二條の二の次に一条を加える改正規定、第二條の規定(石炭鉱業再建整備臨時措置法第十八條の改正規定を除く)並びに次項、附則第六項及び附則第七項の規定 公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

2 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する坑内骨格構造整備補助金及び石炭鉱業安定補助金の交付計画については、第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七條第二項中「事業年度の毎四半期開始前」にあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第一項第二号の政令で定める日後遅滞なく」とする。

3 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する近代化機械の貸付減価計画及び第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五條第一項第十一号の二に規定する資金の貸付計画については、第一条の規定による改正後の同法第二十七條第二項中「事業年度の毎四半期開始前」にあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

4 この法律の施行前にされた交付の申請に係る石炭鉱山整理促進交付金については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正等(石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 前一年以内において石炭鉱業合理化事業団から石炭鉱業安定補助金の交付を受けたことがあること。

7 昭和四十九年一月一日を基準日とする前項の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二條第二項の規定による指定又は指定の取消しについては、同項第一号中「前一年以内に

において」とあるのは、「前一年以内において、石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第三條第二項第三号の石炭鉱業の経営改善の改善若しくは安定を図るための補助金として交付される石炭鉱業安定補助金の交付を受け、又は」とする。

#### 理由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和五十一年度に変更し、石炭鉱業合理化事業団について経営改善資金の貸付け等の業務の追加、管理委員会の設置等を行ない、及び石炭鉱業を営む会社に対する再建交付金の交付制度の拡充等を行なうとともに、これらの施策の実施に伴い、石炭及び石油対策特別会計が昭和四十五年度に借り入れた借入金の償還期限を一年延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中會根國務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱業につきましては、昭和四十四年度からいわゆる第四次石炭対策の推進につとめてまいりましたが、御高承のとおり、石炭鉱業をめぐる内外情勢の変化には、その後もなお著しいものがあります。このため、新しい情勢の進展に対処いたしまして、政府におきましては、昨年六月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重し、昭和四十八年度から昭和五十一年度までを対策期間とする新しい石炭対策を実施することとしたし、昨年七月その旨の閣議決定を行なったところであります。

この新しい石炭対策の実施のため必要な制度の追加及び改善を主たる内容とした次第であり、このたび、法律案を提案いたしました次第であります。本法律案は、第一に石炭鉱業合理化臨時措置法

の一部改正、第二に石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正、第三に石炭及び石油対策特別会計法の一部改正を、その内容とするものであります。まず、第一条は、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正であります。その改正の内容の第一点は、このたびの新しい石炭対策の対策期間に合わせ、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を、現行の昭和四十八年度から昭和五十一年度に改めることとあります。これとともに、石炭鉱業合理化事業団の主要業務の廃止期限も、同じく、現行の昭和四十八年度末から昭和五十一年度末まで延長することとしたしております。

第二点は、石炭鉱業合理化事業団の業務運営の一そのの円滑化及び強化をはかる観点から、同事業団に管理委員会を設置し、同事業団の収支予算、事業計画等をその議決にかかわらしめることとしたこととあります。

第三点は、従来国が行なってきた坑内骨格構造整備補助金の交付及び石炭鉱業安定補助金の交付を石炭鉱業合理化事業団の業務とし、石炭鉱業に対する各種助成の同事業団による一元的運営を可能ならしめるとともに、新たに、石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸し付け、鉱山労働者の用に供する住宅その他の福利厚生施設にかかわる設備資金の貸し付け等の業務を追加し、石炭鉱業における資金調達、労働環境の改善等に資することとしたこととあります。なお、経営改善資金の貸し付けにつきましては、採掘権者または租鉱権者に対し、その貸し付けを行なうことが事業の経営を改善するため特に必要と認められる場合に行なうこととし、また、福利厚生施設にかかわる設備資金の貸し付けにつきましても、現行の近代化資金の貸し付け対象の拡大により、行なうこととしたしております。

その他、今回石炭鉱業合理化事業団の業務を追加することに伴う関係規定の追加、石炭鉱山整理促進交付金の制度の改善等、所要の規定の整備をあわせ講ずることとしたしております。

第二條は、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部

改正、第二に石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正、第三に石炭及び石油対策特別会計法の一部改正を、その内容とするものであります。

まず、第一条は、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正であります。その改正の内容の第一点は、このたびの新しい石炭対策の対策期間に合わせ、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を、現行の昭和四十八年度から昭和五十一年度に改めることとあります。これとともに、石炭鉱業合理化事業団の主要業務の廃止期限も、同じく、現行の昭和四十八年度末から昭和五十一年度末まで延長することとしたしております。

第二点は、石炭鉱業合理化事業団の業務運営の一そのの円滑化及び強化をはかる観点から、同事業団に管理委員会を設置し、同事業団の収支予算、事業計画等をその議決にかかわらしめることとしたこととあります。

第三点は、従来国が行なってきた坑内骨格構造整備補助金の交付及び石炭鉱業安定補助金の交付を石炭鉱業合理化事業団の業務とし、石炭鉱業に対する各種助成の同事業団による一元的運営を可能ならしめるとともに、新たに、石炭鉱業の経営の改善に必要な資金の貸し付け、鉱山労働者の用に供する住宅その他の福利厚生施設にかかわる設備資金の貸し付け等の業務を追加し、石炭鉱業における資金調達、労働環境の改善等に資することとしたこととあります。なお、経営改善資金の貸し付けにつきましては、採掘権者または租鉱権者に対し、その貸し付けを行なうことが事業の経営を改善するため特に必要と認められる場合に行なうこととし、また、福利厚生施設にかかわる設備資金の貸し付けにつきましても、現行の近代化資金の貸し付け対象の拡大により、行なうこととしたしております。

その他、今回石炭鉱業合理化事業団の業務を追加することに伴う関係規定の追加、石炭鉱山整理促進交付金の制度の改善等、所要の規定の整備をあわせ講ずることとしたしております。

第二條は、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部

改正、第二に石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部

改正、第二に石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部

改正、第二に石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部

改正、第二に石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部

改正であります。その改正の内容の第一点は、石炭企業の資金調達力の強化に資するため、現行再建交付金交付契約の期間を短縮することであり、すなわち、現に再建交付金を受けている会社が、再建交付金交付契約の対象となっている市中金融機関からの借り入れ金につきまして、借り入れ契約の変更を行ない、残余の償還期間を五年半に短縮したときは、政府は、これに合せて、再建交付金の交付期間を短縮することができることとしたしております。

第二点は、長期借り入れ金の返済が石炭鉱業の経理の圧迫要因となっている実情にかんがみまして、再建交付金の交付対象に、新たに、昭和四十七年六月三十日以前に借り入れた長期借り入れ金債務を追加することであり、すなわち、現に再建交付金の交付を受けている会社が、当該借り入れ金につきまして、償還期間十五年、金利三％等の要件に適合するように借り入れ契約の変更をしたときは、政府は、当該借り入れ金につきまして、再建交付金を交付することができることとしたしております。なお、現に再建交付金の交付を受けていない会社につきまして、追加的に再建整備計画の認定を行ないまして、このたびの再建交付金の交付対象に含めるよう、措置いたしております。

第三点は、石炭及び石油対策特別会計法の改正であります。その改正の内容の第一点は、不測の閉山に備えまして、昭和四十八年度におきまして、炭鉱整理促進費補助金等の額に不足を生じました場合には、その不足する額を限度といたしまして、石炭及び石油対策特別会計の石炭勘定におきまして、借り入れ金をすることができるといたしたことであります。

第二点は、今次の石炭対策の実施に伴う経費の額の増大に対処いたしまして、昭和四十五年度に石炭対策特別会計が借り入れた借り入れ金の償還期限を、現行の三年から四年に延長することとしたこととあります。

昭和四十八年三月二十三日印刷

昭和四十八年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A

以上が、この法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田代委員長 これにて提案理由の説明を終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○田代委員長 次に、去る二月九日に付託されました内閣提出の炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。加藤労働大臣。

### 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「又は」を削り、「経歴を有することを経歴を有するか、又は昭和四十六年七月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。

第二十三条第一項第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう炭鉱離職者に対してその求職活動に要する費用（第二十五条第二項第一号の二及び第四十四条の二において「広域求職活動費」という。）を支給すること。

第二十五条第二項第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 広域求職活動費の支給基準及び支給方法

第四十四条の二中「移住資金」の下に、「広域求職活動費」を加える。

附則第十六条中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十七年七月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて、第八条第一項の規定の改正により新たに同項、第九条第一項第一号又は第九条の二第一項若しくは第二項の規定に該当するに至つたものについては、第八条第二項本文（第九条第二項及び第九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

### 理由

石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者の再就職を促進するため、炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和及び雇用促進事業団の援護業務の拡充を行なうとともに、今後における炭鉱離職者の発生状況にかんがみ、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化の過程において発生する炭鉱離職者に対しては、炭鉱離職者臨時措置法に基づき、炭鉱離職者求職手帳を発給して、特別な就職指導、就職促進手当の支給を行なうなど各般の施策を推進することにより、これらの者の再就職の促進及び生活の安定につとめてまいっております。

政府は、さきに石炭鉱業審議会からいただきました答申の趣旨を尊重して石炭対策をより強力に推進することを決定したところであります。これを受けまして、このたび、炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和及び雇用促進事業団の援護業務の

拡充を行なうとともに、現行の離職者対策の実施期間をさらに延長する必要があると考え、この法律案を提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

改正の第一は、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和することとあります。

この手帳は、現行法上は、過去の一定の日に在職し、一年以上炭鉱労働者として雇用されていた者に限って発給されることになっておりましたが、これらの者のみならず、昭和四十六年七月一日以降において一年以上炭鉱労働者として雇用されていた者についても、この手帳を発給するようにいたしました。

改正の第二は、炭鉱離職者に対して広域求職活動費の支給を新たに行なうこととあります。

雇用促進事業団は、炭鉱離職者に対して各種の援護業務を行なっておりますが、新たに、その業務の一つとして、公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう炭鉱離職者に対して、その求職活動に要する費用の支給を行なうことを加えることにいたしました。

改正の第三は、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を三年間延長することとあります。

今回の石炭対策の期間が昭和五十一年度までとなっていることにかんがみ、この法律の廃止期限を昭和五十二年三月三十一日まで延長して離職者対策についても万全を期することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○田代委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会